

石川、昭61不2、昭62不3、平元.3.14

命 令 書

申立人 総評・全国一般全明治屋労働組合
申立人 総評・全国一般全明治屋労働組合金沢支部
被申立人 株式会社 明治屋

主 文

1 被申立人は、下記のとおり、申立人らの組合に所属する組合員の昭和60年度及び61年度の昇給の査定金額を遡及して是正し、この是正により変更を生じた組合員の賃金の額を修正するとともに、既に支払った賃金との差額を同人らに対して速やかに支払わなければならない。

年 度	是正額	是 正 年 月 日	是 正 対 象 組 合 員
60 年 度	1,225 円	昭和 60 年 4 月 1 日	A 1、A 2、A 3、A 4
61 年 度	1,116 円	昭和 61 年 4 月 1 日	A 5、A 6、A 7

2 被申立人は、下記のとおり、申立人らの組合に所属する組合員の昭和60年度及び61年度の中元賞与と年末賞与の査定金額を是正し、是正した金額と既に支払った金額との差額を同人らに対して速やかに支払わなければならない。

年度と賞与	是 正 額	是 正 対 象 組 合 員
60 年 度 中元賞与	41,192 円	A 1、A 3、A 5、A 6、A 7
年 末 賞 与	40,304 円	
61 年 度 中元賞与	42,279 円	
年 末 賞 与	41,437 円	

3 被申立人は、申立人らの組合に所属する組合員A7を、昭和62年3月1日に遡及して係長待遇1級に昇格させ、これに伴う職務手当を同人らに対して速やかに支払わなければならない。

4 被申立人は、申立人2組合それぞれに対し、速やかに別掲の文書を交付しなければならない。

5 被申立人は、前記1から4までの各項の履行結果を、当委員会に文書で速やかに報告しなければならない。

6 申立人らの昭和60年5月26日以前の昇格、昇級に係る申立ては、これを却下する。

7 申立人らのその余の申立ては、これを棄却する。

別 掲

平成 年 月 日

総評・全国一般全明治屋労働組合

中央執行委員長 A 8 殿

総評・全国一般全明治屋労働組合金沢支部

執行委員長 A 4 殿

株式会社 明治屋

代表取締役 B 1

このたび、当社が行った下記の行為は、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると、石川県地方労働委員会において認定されました。

今後、このような行為のないように留意します。

記

1. 昭和60年度及び61年度の昇給、賞与の査定において、貴組合員を不利益に取り扱ったこと。
2. 昭和61年及び62年の各3月の昇給、昇級において、貴組合員を不利益に取り扱ったこと。
3. 昭和61年春に実施した創業100周年記念永年勤続者ヨーロッパ視察旅行に、貴組合員A1を派遣しなかったこと。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

(1) 申立人総評・全国一般全明治屋労働組合（以下「全明労」という。）は、被申立人株式会社明治屋、申立外関東明治屋商事株式会社、同関西明治屋商事株式会社及び同株式会社明治屋食品工場の従業員を構成員とする労働組合で、全国に10支部を有し、本件結審時（昭和63年2月10日）の組合員数は約110名で、そのうち被申立人株式会社明治屋の従業員は約70名である。

(2) 申立人総評・全国一般全明治屋労働組合金沢支部（以下「金沢支部」という。）は、被申立人株式会社明治屋金沢支店の従業員中の全明労加入者によって構成される労働組合で、全明労の支部の一つである。同支店では、金沢支部が唯一の労働組合で、本件結審時の金沢支部の組合員数は8名である。

なお、金沢支部組合員は同時に申立外総評・全国一般労働組合石川地方本部にも個人加盟していたが、本件結審後の昭和63年12月21日に脱退した。

(3) 被申立人株式会社明治屋（以下「会社」という。）は、肩書地に本社を置き、全国に16の支店を有する酒類・食料品の卸、小売等を業とする株

式会社である。その従業員数は、本件結審時で約2,100名、また、会社金沢支店（以下「金沢支店」という。）の従業員数は、昭和62年5月現在44名である。

- (4) 申立外総評・全国一般労働組合石川地方本部（以下「地本」という。）は、石川県地方で働く労働者を対象に結成された合同労組で、当初、木件申立人の一人であったが、前記(2)の金沢支部組合員の脱退により、平成元年2月9日本件申立てを取下げた。

2 全明労と会社との労使関係

- (1) 昭和36年4月、全明労は、会社名古屋支店の一部業務の外注化反対闘争を行った。これに対し、会社は、同年7月に全明労本部三役ら6名を懲戒解雇したが、41年5月に関係者間で和解が成立した。
- (2) 昭和40年3月から、会社は、3か年計画を導入した。同計画の第1次から第3次までの各実施時期とそのスローガンは次のとおりであった。
- 第1次3か年計画（昭和40年度～42年度）「賃金5割増、売上倍増」
第2次3か年計画（昭和43年度～45年度）「愛社精神の高揚」
第3次3か年計画（昭和46年度～48年度）「脱間屋意識の高揚とモラルアップ」
- (3) 昭和43年8月21日、22日、会社は、東京都内の麹町会館で第2次3か年計画の一環として第2回課長研修会を開催した。その研修内容は、「指導・統制力強化セミナー」、「最近における日共・民青同の労務政策とその組織拡大の新しい手口」、「組合対策の問題点」などというものであった。
- (4) 昭和46年、B2が会社取締役役に、B3が本社総務部労務課長に、B4が関東支店総務課長に、また、47年には、B5が本社人事課長に、B6が仙台支店総務課長に、それぞれ労務人事関係の職務担当者として社外から就任した。
- (5) 昭和46年中元賞与交渉時から、会社は、賃上げ、賞与の回答について、同業他社など世間相場を基準に算出した一次回答を最終回答とする方式を採用し、全明労との団体交渉で一次回答を変更しないという姿勢を示している。なお、このときから、それまで10年以上にわたって中斷していた賞与の査定が復活した。
- (6) 昭和47年2月28日、会社は、服務規律の徹底を図るため就業規則の一部を改訂した。
- (7) 昭和47年4月、全明労食品工場支部は、当時株式会社明治屋食品工場の社長でもあった会社社長B7の自宅あて、春闘交渉に関する葉書を多数出したが、その中の一部には不穏当な表現のものもあった。
- (8) 昭和48年の賃上げ、中元賞与交渉の際、全明労は数波にわたるストライキを実施したが、6月28日からの72時間ストライキ中には、会社京橋ストアや当時の広尾倉庫において、全明労組合員と会社管理職との間に衝突事件が発生し、会社管理職にけが人が生じた。

(9) 昭和48年秋から50年頃までの間に、会社各支店では全明労を脱退する者が相次ぎ、京都、新潟、福井、北九州などの各支店でそれぞれ単独の従業員組合が結成され、全明労の組合員数は激減した。

(10) 昭和51年、会社取締役関東支店総務課長B4は次のような年頭挨拶を行った。「私は昭和46年2月社員となった者です。その頃私は、正直なところ、今時こんなに遅れた会社があるだろうか、と首を傾げるような様々なことを知らされました。京橋通りで明治屋の社員が赤腕章をすとか、ストライキをしなければ盆も正月も来ないという、街行く人達に聞かされて啞然としてしまいました。職場では、遅れず、休まず、働かずの社員が相当数いるやに見受けられ、また管理職にもその職責について自覚をしているのかどうか疑わしい管理職のいることを知りまして、何か先行き不安を感じていたものです。

こうした私の抱いた不安が現実のものとして昭和47年春から夏にかけて労働組合の長期ストライキとなってしまったわけです。しかしこのストライキを契機に管理職に危機感と自意識が盛り上がり、また今まで正しいことも遠慮し言えなかった良識ある社員が自ら立ち上がり、ここに明治屋の新たな方向付けがもたらされたわけです。その結果が前に言ったように、会社の社員に対する信頼と会社そのものの自信が高められ、ひいては業績の向上に繋がり労働条件の向上となったものと私は確信しています。

しかし社内の中には依然として旧態前とした考えを持ったいくばくかの人達がいることは否定できないものがあり、また、逆に掘り起こし教育することにより有能な社員に成長するだろう人材がたくさんいることも事実です。」

(11) 昭和53年の新入社員入社式で、会社社長B1は次のような訓示を行った。同様な訓示は、52年、54年の新入社員入社式でもなされた。

「……先ず一番大事な事は、皆さん方が権利を主張する、自分の権利を主張するという前に、自分の与えられた義務を完全に履行して頂きたいということであります。……………」

明治屋という会社も、今年で創業93年になるわけであります。大変大勢の従業員の皆さん方が働いています。2,700人、または関連会社を入れると3,000人を超える従業員の方がいるわけですが、この皆さん方の先輩の中には誠に残念ではありますが、自分の責任、義務を果たさずに権利だけを主張するというような従業員がいます。もちろんそういう従業員は数少ないと思います。また、仮に皆さん方の先輩にそのような人がいたら、その点は皆さん方は良く見極めて、そういう先輩を尊敬する必要はないと思います。」

(12) 本件結審時に至るまで、全明労及びその支部と会社との間には紛議が相次ぎ、賃金・昇格差別の是正等についての数多くの不当労働行為救済申立事件が、当委員会のほか宮城県、愛知県、岡山県の各地方労働委員

会に係属した。

そのうち当委員会が確知し得えた初審命令は次のとおりである（当委員会が交付したものは除く。）。

地方労働委員会	事 件 番 号	請求する救済内容	終 結 状 況
宮 城 県	昭和51年（不）第5号の1	不利益取扱是正 支配介入排除 外	昭和61年2月5日 一部救済命令
	昭和52年（不）第5号の1		
	昭和53年（不）第1号		
	昭和54年（不）第4号		
	昭和55年（不）第1号		
愛 知 県	昭和56年（不）第7号	不利益取扱是正 支配介入排除 外	昭和60年2月28日 一部救済命令
	昭和57年（不）第4号	不利益取扱是正外	昭和60年4月19日 一部救済命令
	昭和58年（不）第7号		
	昭和59年（不）第3号	不利益取扱是正外	昭和60年4月19日 一部救済命令
昭和60年（不）第2号 昭和61年（不）第1号	不利益取扱是正外	昭和62年2月25日 一部救済命令	
岡 山 県	昭和47年（不）第4号	不利益取扱是正 支配介入排除 外	昭和52年12月8日 一部救済命令
	昭和49年（不）第4号	不利益取扱是正 支配介入排除 外	昭和56年4月9日 全部救済命令
	昭和53年（不）第2号 昭和54年（不）第2号	不利益取扱是正	昭和62年2月20日 全部救済命令
	昭和55年（不）第3号 昭和56年（不）第2号 昭和57年（不）第2号	不利益取扱是正	昭和62年5月7日 全部救済命令

3 金沢支店における労使関係

- (1) 昭和45年9月1日、B8（以下「B8」という。）経理課長は、同日付け中途採用のA6に対し、「金沢支店には赤にかかった共産党が数人いるのであまり組合には首を突っ込まないように。」と発言した。
- (2) 昭和47年4月22日、金沢支部は半日ストライキを実施したが、その際一部の組合員が、搬出入トラックの出入りを封鎖する行為を行った。
- (3) 昭和47年6月1日から1～2週間、金沢支店は、金沢支部が組合活動の場としていた食堂兼休憩室の使用をめぐるトラブルから、同室を施錠した。
- (4) 昭和47年6月27日、支店長歓送迎会の席において、B9新支店長は、申立人らの組合の組合員（以下「組合員」という。）A4に対し、「君はマルクス・レーニン主義を学んでいるのなら革命を行え。そういう考え

- を組合に持ち込むな。」など発言した。
- (5) B 8 経理課長は、昭和48年中途採用のA 7に対し、47年12月の採用時の面接において、「この会社は組合が強くて赤が3人ほどいる。だから君もそういう仲間に入らないで、例えば喫茶店に行ってお茶でも飲みに行こうと言われたら、行かないように。」と発言した。
 - (6) 前記2の(8)で認定した昭和48年の賃上げ、中元賞与交渉をめぐる紛争においては、金沢支部も、同年4月から12月までの間に数波のストライキを実施した。そのうちの72時間ストライキ中には、金沢支店の食堂や会議室を占拠したり、支店構内で抗議集会やジグザグ行進を行い、また、闘争期間中には、支店社屋のガラス窓、壁、天井や業務用自動車の窓などにビラを貼付した。
 - (7) 前記(6)の闘争が展開されていた同年10月の金沢支部役員改選では、本件申立時に申立人らの組合に残っていた6名を含む10名が立候補したのに対し、9名の対立候補が現れた。金沢支部の役員改選で、各々の役員に対立候補が現れたのは、この時が初めてであった。その後両派の話し合いにより選挙は実施しないとの合意が成立し、その結果、この当時の役員が、対立候補9名を含む15名が一挙に申立人らの組合を脱退した後の52年に至るまで留任した。
 - (8) 昭和48年10月27日、倉庫課長送別会の席上、B 9支店長は、「酒類課にはガタガタするやつがいる。A 9とA10だ。倉庫のA 6、A 1も、生きているものを死ねと言うなら、わしも徹底的にやってやる。」と発言した。
 - (9) 昭和49年9月1日、組合員A 7の自宅を上司のB10課長が訪問し、A 7に対し、「変わってくれんか、時間がないんだ」と発言した。
 - (10) 昭和49年9月、組合員A 2の自宅を上司のB11課長が訪問し、A 2に対し、「いいかげんに組合のことを考えてくれないか。」と発言した。
 - (11) 昭和50年8月から9月にかけて、前記(7)の対立候補9名を含む15名の組合員が申立人らの組合から脱退した。
 - (12) 昭和52年6月中旬、B12課長と申立人らの組合から脱退したA11係長は、金沢支店近くの喫茶店クラウドで、組合員A 7に対し、B12は、「全明労の組合員も全国で200人くらいしかいないんや。そんなところにつまでもおっても将来性がない。査定も上がらない。」など、また、A11は、「組合員は何でも会社の言うことを反対する。」など発言した。
 - (13) 昭和53年5月19日、組合員A12の自宅を上司のB12課長が訪問し、A12に対し、「全明労は全国で170名くらいしかいない。中でも金沢は割合からいって多い。A13は組合を辞めて良かったと言っている。わしは君がかっているのだからなんとかしたいと思っている。」など発言した。
 - (14) 昭和53年5月には組合員A14が、また、同年9月には組合員A15とA16が申立人らの組合からそれぞれ脱退した。
 - (15) 昭和53年10月20日、B 8次長は、銀行へ行く途中の車の中で、組合員A 5に対し、「A10君も変わったので社長は君のことを心配している。全

明労は170名になって強い者ばかり残っている。君はそうでないとおもっている。」など発言した。

また、A 5 がアメリカ視察から帰った54年2月に、A 5 に対し、「もうそろそろ考えたらどうだ。若いときと違うのだから考えるときだ。」など発言した。

(16) 昭和54年9月28日、金沢支部が金沢支店食堂内で支部大会を開催していたとき、B 8 次長が、労働協約及び就業規則に反することを理由に、廊下側間仕切りのスクリーンに貼付してあった組合旗を撤去するよう申し入れ、金沢支部との間にトラブルが発生した。

(17) 昭和55年2月8日、組合員A 1 は、B13課長と半日人間ドックを受けに行った帰り、金沢市粟崎町の「こしょう亭」で、同課長から、「金沢支部の機関紙が行っている個人攻撃をやめるように。また、不当労働行為救済申立てを取り下げるように。」要請された。

(18) 昭和59年10月、組合員A17が申立人らの組合から脱退した。

(19) 本件結審時までには、申立人らと会社との間の不当労働行為救済申立事件が、次のとおり当委員会に係属した。

当委員会は、石労委昭和54年（不）第8号事件（以下「54年事件」という。）では、団体交渉における会社の態度には誠意が見られず不当労働行為であると判断し、石労委昭和56年（不）第6号事件（以下「56年事件」という。）では、組合員に対する昭和56年度の昇給・賞与の査定差別及び昇格差別が不当労働行為であると判断した。

申立人	事件番号・昭和	申立年月日	請求する救済内容	終結状況
地 本	54年（不）第8号	昭和54年 12月25日	団体交渉応諾ほか	昭和57年9月20日一部救済命令 昭和59年1月26日中央労働委員会で和解成立
全明労 金沢支部 地 本	56年（不）第6号	56. 8. 15	不利益取扱是正、支配介入排除ほか	昭和61年12月5日一部救済命令 中央労働委員会で再審査中
同 上	58年（不）第1号	58. 5. 24	不利益取扱是正、支配介入排除、団体交渉応諾ほか	本件結審時 係 属 中
	59年（不）第1号	59. 5. 30	不利益取扱是正ほか	
	60年（不）第1号	60. 5. 28	不利益取扱是正ほか	
全明労 金沢支部	61年（不）第2号	61. 5. 27	不利益取扱是正ほか	本 件
	62年（不）第3号	62. 5. 27	不利益取扱是正、支配介入排除、団交応諾ほか	

注：以下、58年（不）第1号事件を「58年事件」といい、同様に各年の事

件を、例えば、「59年事件」といい、58・59・60年併合事件を「58年等併合事件」という。

4 昇給及び賞与

(1) 昇給

ア 会社は、就業規則及び従業員賃金規定に基づき毎年4月1日付けで昇給を実施しているが、昇給額については、その都度全明労と団体交渉を行い決定している。昇給額は、本給と諸手当に分けて配分されているが、後述する人事考課が昇給額に影響を与えるのは、本給中の査定分だけである。

イ 本件係争対象の昭和60年度及び61年度（以下「本件係争対象年度」という。）の昇給額の内訳は、次のとおりであった。

(ア) 昭和60年度

○昇給額 係長・一般1人当たり平均10,208円

○査定分 1人当たり平均1,225円 上限額2,500円・下限額100円

(イ) 昭和61年度

○昇給額 係長・一般1人当たり平均9,303円

○査定分 1人当たり平均1,116円 上限額2,500円・下限額100円

(2) 賞与の支給

ア 会社は、毎年、中元賞与と年末賞与を支給しているが、その支給額の決定手続は昇給の場合と同様である。支給額は、従業員各人の基準内賃金を基に算出し、給料割分と人事考課に基づく査定分に分けて配分されているが、昇給と同様に人事考課が支給額に影響を与えるのは、査定分だけである。

イ 本件係争対象年度の支給額の内訳は、次のとおりであった。

(ア) 昭和60年度

* 中元賞与

○支給額 係長・一般1人当たり平均514,900円（各人当たり昭和60年5月20日現在基準内賃金月額 \times 2.5か月分）

○査定分 0.2か月分（1人当たり平均41,192円）
上限額61,000円・下限額500円

* 年末賞与

○支給額 係長・一般1人当たり平均525,970円（各人当たり昭和60年11月20日現在基準内賃金月額 \times 2.61か月分）

○査定分 0.2か月分（1人当たり平均40,304円）
上限額61,000円・下限額500円

(イ) 昭和61年度

* 中元賞与

○支給額 係長・一般1人当たり平均524,257円（各人当たり昭和61年5月20日現在基準内賃金月額 \times 2.48か月分）

○査定分 0.2か月分（1人当たり平均42,279円）

上限額62,000円・下限額500円

* 年末賞与

○支給額 係長・一般1人当たり平均507,598円（各人当たり昭和61年11月20日現在基準内賃金月額 \times 2.45か月分）

○査定分 0.2か月分（1人当たり平均41,437円）
上限額62,000円・下限額500円

(3) 人事考課制度

会社は、本件係争対象年度の昇給、中元賞与及び年末賞与の各査定（以下「本件係争対象年度の各査定」という。）を行うに当たり、金沢支店では次のとおり人事考課を実施した。

ア 実施時期は、昇給は各年の4月、中元賞与は各年の6月、年末賞与は各年の11月であった。

イ 考課対象期間は、昇給は前年の4月1日から当年の3月31日までの1年間、中元賞与は前年の11月1日から当年の4月30日までの半年間、年末賞与は当年の5月1日から10月31日までの半年間であった。

ウ 考課には第一次考課と第二次考課があり、第一次考課者は所属各課長、第二次考課者（決定権者）は支店長であった。

エ 考課は、従業員毎に一葉の人事考課表に基づいて実施された。人事考課表は、一般従業員の「一般用」と係長及び係長待遇の「係長用」があり、さらに「昇給用」と「賞与用」に分かれていた。「昇給用」の人事考課表は、「一般用」が別紙1、「係長用」が別紙2であった。なお、「賞与用」の人事考課表は「昇給用」とほぼ同様であった。

オ 人事考課表は9項目に分かれ、「職務能力」として4項目、「勤務態度」として4項目、「業務実績」として1項目がある。昇給の場合、各項目とも10点満点で最低点は4点だが、「業務実績」の項目は2倍され20点満点で最低点は8点である。賞与の場合、「職務能力」と「勤務態度」については0.75が乗じられ、それぞれ30点満点となり、逆に「業務実績」は重視され、2倍の40点満点となる。従って、合計で100点満点、最低点は40点である。

カ 第一次考課に先立ち第一次考課者全員による考課会議が開催され、B14（以下「B14」という。）経理課長が被考課者各人の人事考課表用紙と考課対象期間中の勤怠表を配付し、考課について次のとおり注意した。

(ア) 考課の基礎となる事実は考課期間に限ること。

(イ) 具体的事実によって考課すること。

(ウ) 評価はそれぞれの項目ごとになすべきこと。

(エ) 徒に寛大な評価をしてはならないこと。

(オ) 先入観や主観によって左右されないこと。

(カ) 採点が標準に集中しないこと。

さらにこの会議では、採点の基準を一致させ考課に甘辛が生じない

ようにするため、販売、物流、その他の管理部門の3つの部門から、出席課長全員が良く知っている標準者を1名ずつ選び、この3名について、出席課長全員で議論をして各項目ごとに考課を行うという方法が採られた。

キ 上記カの考課会議の後、各課長が自己の部下の評定を行い、その結果をB14経理課長が集計し、第二次考課者である支店長に提出したが、第一次考課の評定点は変更されなかった。

(4) 査 定

会社は、上記(3)の人事考課の評定点をもとに、本件係争対象年度の各査定を次のとおり行った。

ア 査定は、人事考課の評定点の合計点を一定の点数幅によって区分した査定ランクに当てはめることによって行われた。本件係争対象年度の各査定のランクは、いずれもA(最高ランク)からJ(最低ランク)の10ランクであった。

イ 各人を各ランクに割りつける仕事は、支店の場合、支店長若しくは支店長の特命を受けた人事担当課長が行い、各ランクの点数分はその他の第一次考課者には知らされなかった。

ウ 各支店において割り付けられたランク別人員数は、その後本社人事部において集計され、このランク別人員数の分布状態と査定分の総原資額及び査定の上限額(Aランク)と下限額(Jランク)を基に試算をして、その他のランクの金額を決定した。

エ 組合員に対する本件係争対象年度の各査定の結果は次のとおりであった。

なお、下記各査定の人事考課時において、A1、A2、A4、A9、A12、A6の6名は各々金沢支部役員を歴任し、A1は全明労中央執行委員にも就任していた。

(ア) 昭和60年度。

単位：円

区 分	昇 給		中 元 賞 与		年 末 賞 与	
	査定額	会社査定平均額 1,225円との格差	査定額	会社査定平均額 41,192円との格差	査定額	会社査定平均額 40,304円との格差
A 1	400	－ 825	18,000	－ 23,192	18,000	－ 22,304
A 2	900	－ 325	42,000	＋ 808	42,000	＋ 1,696
A 3	400	－ 825	35,000	－ 6,192	35,000	－ 5,304
A 4	900	－ 325	42,000	＋ 808	42,000	＋ 1,696
A 9	1,300	＋ 75	42,000	＋ 808	42,000	＋ 1,696
A 12	1,600	＋ 375	48,000	＋ 6,808	48,000	＋ 7,696
A 5	400	－ 825	26,500	－ 14,692	26,500	－ 13,804

A 6	400	－ 825	26,500	－ 14,692	26,500	－ 13,804
A 7	400	－ 825	9,000	－ 32,192	9,000	－ 31,304
平均	744	－ 481	32,111	－ 9,081	32,111	－ 8,193

(イ) 昭和61年度

単位：円

区分	昇給		中元賞与		年末賞与	
	査定額	会社査定平均額 1,116円との格差	査定額	会社査定平均額 42,279円との格差	査定額	会社査定平均額 41,437円との格差
A 1	400	－ 716	18,500	－ 23,779	18,500	－ 22,937
A 2	800	－ 316	43,000	＋ 721	43,000	＋ 1,563
A 3	400	－ 716	35,500	－ 6,779	35,500	－ 5,937
A 4	800	－ 316	43,000	＋ 721	43,000	＋ 1,563
A 9	1,200	＋ 84	43,000	＋ 721	43,000	＋ 1,563
A 12	1,500	＋ 384	49,000	＋ 6,721	49,000	＋ 7,563
A 5	600	－ 516	35,500	－ 6,779	35,500	－ 5,937
A 6	400	－ 716	2,7000	－ 15,279	27,000	－ 14,437
A 7	400	－ 716	9,500	－ 32,779	18,500	－ 22,937
平均	722	－ 394	33,778	－ 8,501	34,778	－ 6,659

オ 組合員の昭和43年度から61年度に至るまでの昇給・賞与の査定額及びその会社査定平均額に対する比率は、別紙3の1、2、3のとおりであった。

また、組合員の昭和43年度から61年度に至るまでの査定平均額の会社査定平均額に対する比率をグラフに示すと、別紙4の1、2、3のとおりとなる。

カ 金沢支店における査定対象人員は、おおむね30名台で推移してきており、本件係争対象年度の各査定においては、35名弱であった。

キ 本件審査において、会社は、本件係争対象年度の金沢支店従業員の人事考課の評定点、各査定ランク別人員数、非組合員の査定結果、BからIのランクの金額並びに金沢支店従業員に配布された原資総額などを明らかにしなかった。

(5) 組合員の勤務状況

ア 昭和52年5月9日頃、B 8次長とB 13酒類販売課長は、車で得意先を訪問する途中、販売区域と違う方向に走る営業車を見つけ、不審に思い後を付けたところ、運転者は、金沢市百坂町の「洋燈舎」という喫茶店に立ち寄った。

その後、同月末頃まで連日にわたり、セールス担当課長らが調査した結果、組合員のA 2、A 3、A 17、A 12、A 9の5名のセールス担当者が、多い者でA 17の計10回・延べ11時間31分、少ない者でA 12の

計2回・延べ2時間39分、各々洋燈舎に立ち寄ったことが判明したとして、会社は、同年9月30日付けで上記5名に支店長名の警告書を手交した。

イ 昭和57年2月22日、酒類販売課セールスの組合員A3は、石川県勤労者山岳連盟主催のヒマラヤ遠征計画に隊長として参加するため、3月8日から5月21日までの56日間の有給休暇届を会社に提出した。これに対し会社は、「少人数の体制で配置転換が困難なことなどを理由に、事業の正常な運営を妨げることは明らかなだ。」とし、時季変更権を行使して不承認とした。

この件については、前年の12月頃、A3から所属課長を通じ口頭で会社に申し入れがあり、その後の話し合いで、A3は、「自分の年令から考えて海外遠征はこれが最後のチャンスであること。また、どういう職種に配置転換されてもかまわないから行かしてもらいたい。」など説明したが、会社は、「担当の40数軒の得意先に迷惑がかかるし、営業上大きなマイナスとなる。」など説明し、不承認の態度を示していたが、会社は、A3の配置転換について具体的な検討はしなかった。なお、この当時金沢支店では、業務上必要があれば随時配置転換が行われていた。

しかし、A3は、会社の不承認にもかかわらず同遠征に参加した。ところが、帰国が少し遅れ、隊員の1人に法定伝染病の疑いが生じ、A3も外出を控えたため出社が数日遅れた。これに対し会社は、A3の将来や出社後の態度も考慮し、56日間の欠勤については有給休暇とし、無届欠勤の5日間だけを対象として、6月15日付けでA3を譴責処分にした。また、A3も、7月10日付けで会社社長あて、「迷惑をかけた。」との始末書を提出した。

なお、A3の休暇中、A3の担当していた業務は課長と課長代理で処理した。

また、A3は、57年6月1日付けで物流課へ配置転換された。

5 昇 格

(1) 会社の職制

ア 会社の職制は、支店の場合次のように構成されており、課長代理以上が管理職である。ただし、次長及び課長代理は置かれることもある。

支店長－次長－課長－課長代理－係長－一般

イ 係長と係長待遇

会社には、係長制度と係長待遇制度がある。

係長は、課長の指示を受け、職務遂行に当たって部下の係員を指揮監督する会社職制上の地位であるが、係長待遇は、資質、経験、能力、判断力あるいは指導力などの点から係長と同等の資格を有する者を、ポストなどの関係から係長にすることができないような場合に、係長

と同額の手当を支給して処遇しようとするもので、部下を指揮監督する立場にないという点で係長と異なる。

係長と係長待遇には1級から3級までであるが、これは職務遂行上の差ではなく、1級には2,000円、2級には2,500円、3級には3,000円の職務手当が支給されるという処遇上の差である。

(2) 昇格手続

ア 一般から係長・係長待遇への昇格（以下「昇格」という。）の選考対象者となる資格は、大卒の場合は入社後5年、高卒の場合は入社後9年、また中卒の場合は入社後12年を経過した時点で生じる。中途採用者については、金沢支店の場合、前職の経験年数が加味され、上記年数が経過する以前に資格が生じることもある。

イ 昇格は、本社からの指示に基づき、前記アの選考対象者の中から、昇給、賞与に係る直近3回の人事考課の成績が一定の基準を上回っている者を、各支店の人的状況、業務上の都合を考慮して支店長が本社へ推薦し、決定される。

また、係長・係長待遇1級から同2級、同2級から同3級への進級（以下「昇級」という。）については、平均4年前後の滞留年数を経た者の中から、昇格とほぼ同様な手続を経て決定される。

ウ 金沢支店では、本社からの指示があった後、支店長を含めた管理職の課長会議を開き、出席者全員で議論をして、有資格者の中から昇格・昇級に係る推薦者を選出している。

エ 金沢支店では、毎年おおよそ3月1日が昇格・昇級時期とされている。この場合、昇格については、本人に辞令が出、かつ支店内にも公表されるが、昇級については、辞令も出ず、支店内にも公表されない。

(3) 昇格・昇級の実態

昭和62年4月1日現在の金沢支店における組合員と非組合員のうち、男子従業員で、学歴、年令、勤続年数が同程度の者の昇格・昇級の実態を対比したものが、別紙5である。なお、会社は、本件審査において、56年4月以降の昇級の実態を明らかにしなかった。

6 団体交渉へのテープレコーダーの持ち込み

(1) 酒類、食料品の卸・小売を業務とする会社は、これら商品の外交者に、営業活動の諸経費の補助に外交手当を支給しているが、昭和56年10月1日（以下「改定日」という。）から従前の支給基準を次のように改定した。

○旧基準—外勤営業活動に従事した日について、その従事した時間の長短にかかわらず、1日につき370円支給。

○新基準—1日4時間以上外勤営業活動に従事した日についてのみ、1日につき600円支給。

この改定について、金沢支店では、酒品販売課と食品販売課の外交者に説明した後、9月29日の朝礼の場で正式に発表された。

(2) 金沢支部と地本（以下「金沢支部ら」という。）は、翌30日に金沢支店

へ外交手当改定に関する団体交渉開催を申し入れ、交渉は改定日に開催された。

この日の交渉で金沢支店は、新基準の概要を説明し、新基準は労働条件の有利な変更であること、また、全社的な制度改定だから会社本社・全明労本部間の交渉事項であり協定締結権限がないことをも説明した。これに対し金沢支部らは、必ずしも労働条件の改善にはならないとして、新基準に反対である旨主張した。

結局、この日の交渉は、最後の場面で大要次のようなやりとりがあり、終了した。

「○B 8 次長－それではどうするんだ。○A 1 書記長－双方折り合いが合わないんだから、現行どおりで行くしかないんじゃないか。○B 8 次長－そうか。」

このやりとりについて、審査委員の「きちんと詰めて双方十分納得して合意ができた、というものではなさそうに感じるが、どうか。」という質問に対して、A 1 は、「まあ雰囲気だから。」と証言している。

- (3) 昭和56年10月7日、金沢支部らは、金沢支店に対し次回交渉開催を要求するとともに、次のような通知文も提出した。これに対し、金沢支店は、口頭でそのような合意の存在を否定したが、格別文書では否定しはしなかった。

『10月1日の外交手当変更に関する団体交渉において、(1)この交渉が決着するまでは現行通りの外交手当でいく、(2)交渉が決着する時点において10月1日にさかのぼって精算するかどうかは話し合いで決める、の2点を会社・組合双方で意見が一致、確認したことを通知する。』

なお、支部・支店間の団体交渉においては、議事録確認書を取り交わすような慣行はなかった。

- (4) 改定日以降、組合員の外交者は、旧基準に従い外交手当を請求したが、金沢支店は、昭和56年10月16日、請求金額を新基準の600円に書き直すように要請した。これに対し金沢支部は、改定日の団体交渉の確認事項に反するとして抗議し、書き直しには応ぜず、早急に旧基準で支給するよう要求した。

その後、組合員の外交者に改定日以降の外交手当が支給されたのは、11月12日と13日になってからで、しかもその支給内容は、4時間以上営業活動した日の分だけ1日につき370円で計算されていた。そこで金沢支部らは、11月17日、金沢支店に対し、改定日の合意に反し未払い部分があるので速やかに支払うようにとの抗議文を提出し、支給済分は仮精算として受領する旨表明した。

- (5) 前記(2)から(4)の外交手当改定交渉における合意の有無をめぐる支部・支店間の紛争の経緯の中で、金沢支部らは、昭和56年12月22日に支部・支店間の団体交渉を開催する際、金沢支店が団体交渉での確認事項を守らないとして、テープレコーダーで交渉内容を記録することを主張

した。

これに対し金沢支店は、従前団体交渉の内容をテープレコーダーで記録したことはないし、団体交渉の場にテープレコーダーを持ち込まれると、本来フランクに発言を交わすべきことが肝要な交渉が肩肘張ったものとなること、テープレコーダーの記録を後で聞くと大衆団交になるのではないかということ、また、交渉の一連の流れの中の発言の一部分だけ宣伝、報道されると誤った印象や誤解を受けることになることなどを理由に、金沢支部のテープレコーダー持ち込みの団体交渉（以下「テープ持ち込み団交」という。）を拒否したため、結局この日の団体交渉は開催されず、後記(8)の57年12月までの約1年間、支部・支店間で団体交渉は開催されなかった。

なお、金沢支部らがテープ持ち込み団交の開催を要求したのは、これが初めてであり、また、全明労本部・会社本社間や金沢支部以外の全明労各支部・会社各支店間の団体交渉において、テープ持ち込み団交が問題になったことも開催されたこともない。

(6) その後、金沢支部らは、金沢支店に対し、昭和57年4月3日、6月22日、7月7日と3回のテープ持ち込み団交の開催を要求したが、金沢支店は前記(5)と同様の理由でいずれもこれを拒否した。

(7) 昭和57年12月6日、金沢支部らは金沢支店に対し団体交渉開催を申し入れたところ、金沢支店は、12月8日開催を回答した。翌7日、B8次長は、A2委員長に、「明日の団体交渉にはテープレコーダーを持ち込むのか。」と質問し、A2が、「テープ持ち込み団交は拒否するのか。」と聞き返すと、B8は、「テープ持ち込み団交は拒否する。」と返答した。

12月8日午後6時過ぎからの団体交渉の冒頭に、金沢支部は、「テープ持ち込み団交は本意ではない。これまでの交渉で、会社は合意したことを守らない、議事録確認はしない、協定も結ぶ意思はないという強硬な姿勢だから問題が発生している。」旨説明し、テープ持ち込み団交の必要性を主張した。これに対し会社は、テープ持ち込み団交は開催できないとして、結局この日の団体交渉は開催されなかった。

(8) 前記(5)から(7)のとおり、昭和56年年末から支部・支店間の団体交渉は開催されなくなったが、金沢支部は、金沢支店の「57年年末の日曜出勤」の提案について、『労働条件の変更だから団体交渉を要求すべきだが、テープ持ち込み団交では金沢支店は拒否する。しかし、話も聞かずに一方的に変更されれば更に紛争が拡大する。』との認識のもとに、テープレコーダーの持ち込みを条件とせず金沢支店に対し団体交渉を申し入れたので、57年12月24日に約1年振りに支部・支店間の団体交渉が開催された。

(9) その後、金沢支部らは、金沢支店に対しテープレコーダーの持ち込みを条件とすることなく団体交渉の開催を要求し始めたので、支部・支店間では、昭和58年3月25日、12月6日、59年3月15日、3月26日、4月18

日、12月10日、60年4月19日、12月5日、61年3月30日、5月9日と団体交渉が開催された。

なお、この間の58年5月24日に、申立人らは、「会社は、テープレコーダー持ち込みを理由に団体交渉を拒否してはならない。」旨の58年事件の申立てを行った。

- (10) 前記(9)の昭和61年3月30日の団体交渉で、次回交渉日が4月8日に設定されたが、4月5日、B14経理課長は、金沢支部に対し、「都合が悪いから延期してほしい。また日程は連絡する。」旨通知した。しかし、その後連絡がなく、A12委員長が、B15次長に日程を質したところ、同次長は、「B14課長がヨーロッパに行っているので、帰ってくる4月24日以降でないといけない。」と返答した。

なお、この頃になると、支部・支店間の団体交渉に地本はほとんど出席しておらず、団体交渉出席者は、支部側が三役を含む執行委員5名、支店側は、支店長、次長、経理課長を含む3～5名であった。

- (11) その後、次回交渉は、前記(9)のとおり、昭和61年5月9日に開催されたが、この日の交渉を終わるに当たり、金沢支部は金沢支店に対し交渉継続を主張し、次回交渉期日を明らかにするよう要求したところ、金沢支店は、「早い機会に組合に知らず。」として、その場では回答しなかった。金沢支部は、その後金沢支店が次回交渉日を回答してこないのに、何度か抗議文を提出したが、結局次回の団体交渉は開催されなかった。

また、金沢支部は、その後別の要求事項に関し何度か団体交渉開催の申し入れを行ったが、これらの団体交渉も開催されなかった。

このように、61年5月9日以降、支部・支店間の団体交渉が再び開催されなくなった理由について、B14経理課長は、当委員会の審問において、「日程が噛み合わなかっただけで、他に理由はない。」と証言している。

なお、61年5月9日の団体交渉以降、後記(12)で金沢支部らが再びテープ持ち込み団交の開催を要求するようになるまでの間、金沢支部らの各種要求等に対し、会社は文書で回答するなどしていた。

- (12) 昭和62年3月10日、金沢支部らは、金沢支店に対し、支部要求に関して3月16日に団体交渉を開催して回答するよう要求したが、この団体交渉にはテープレコーダーの持ち込みは条件とはしなかった。しかし、3月16日には団体交渉は開催されず、金沢支部らはさらに3月20日には、3月末日に期限切れとなる時間外勤務に関する協定に関し、3月26日に団体交渉を開催して回答するよう要求し、この団体交渉にはテープレコーダーを持ち込むことを表明した。

これに対し金沢支店は、3月26日の団体交渉開催日に、B14経理課長がA9書記長に回答書を手渡し、「テープ持ち込み団交は大衆団交となるのでできない。テープを持ち込まない団体交渉なら3月30日に開催してもよい。」として、金沢支部らのテープ持ち込み団交開催要求を拒否した。

そこで、金沢支部らは、3月28日、「これまで会社は、団体交渉で合意したことや約束した次回交渉日などすべて履行しなかったから、組合がテープで記録することは当然である。」として、金沢支店のテープ持ち込み団交の拒否に対する抗議文を提出した。

その後、金沢支部らは、4月13日に、上記3月10日付けの支部要求ほかに関して、4月17日にテープ持ち込み団交を開催するよう要求したが、金沢支店は、4月17日、「前回にも言ったように、テープ持ち込み団交は開催出来ない。」としてこの団体交渉開催要求を拒否した。

なお、B14経理課長は、当委員会の審問において、金沢支店がテープ持ち込み団交を拒否するのは前記(5)認定の理由によるという趣旨の証言をしている。

(13) 昭和62年5月27日、申立人らは、「会社は、申立人組合の団体交渉開催要求に応じなければならない」との62年事件の申立てを行ったが（なお、この申立ては、同年8月19日に、「会社は、討議内容確認のためのテープレコーダー持ち込みを理由として、団体交渉を拒否してはならない」との58年事件と同様の申立てに変更された。）、申立て後も、金沢支部らはテープ持ち込み団交の開催を何度も要求しており、金沢支店は前記(12)の団体交渉拒否理由と同様な理由でこれを拒否している。そのため、本件結審時まで依然として支部・支店間での団体交渉は開催されなかった。

(14) 昭和62年12月3日、金沢支部は、『お歳暮対策』要求を金沢支店へ提出して、12月5日に団体交渉を開催して回答するよう要求したので、金沢支店は、12月5日にB14経理課長がA2委員長に回答書を手渡し、「この件に関する団体交渉は、組合がこれまでのようなテープレコーダーの持ち込みを条件としていないので、12月8日から9日のいずれかに団体交渉を開く用意がある。」と発言した。

これに対し金沢支部は、12月7日、A2委員長がB14経理課長に対し、「単なる形式的な団交は困る。団交の結果、合意した部分について協定を結ぶつもりがあるのか。それでなければ団体交渉にならない。」と質したところ、同課長は、「結ぶつもりはない。」と返答したため、結局この団体交渉は開催されなかった。

この『結ぶつもりはない。』との発言に関し、同課長は当委員会の審問において、「協定になじむ問題となじまない問題がある。全社的に影響のあるものがほとんどだったので、支店独自に協定できないと考え、結ぶつもりはないと発言した。」と釈明している。

なお、支部・支店間では、少なくとも56年事件の申立て以降、団体交渉の結果が協定化されたことはない。

7 団体交渉旅行日の賃金カット

(1) 全明労と会社との間では、昭和33年4月1日に「組合活動に関する労働協約」が締結され、その後順次改定されてきたが、その内容にはほとんど変更はなく、41年7月31日の改定を最後に以後改定されることなく

自動延長されてきている。当該協約の内容（抜粋）は次のとおりである。

（就業時間中の組合活動）

第2条 1. 組合活動は原則として就業時間外に行うものとする。但し左の各号の一に該当する場合はこの限りではない。

(イ) 協約に於いて定められた手続によって行われる団体交渉への出席

(ロ) ～ (ト) 省 略

(フ) 組合規約に定められた中央大会、中央委員会及び中央執行委員会への出席

(リ) 省 略

2. 前各号の事由で職場を離れる者は予め所属長にその旨を申出るものとする。但し(ト)を除く。

（覚 書）

「第2条第1項(イ)について」

団体交渉委員の取扱いはつぎの通りとする。

(イ) 団体交渉の当日は出勤扱いとする。

(ロ) 団体交渉に出席するために必要とする往復の日数（時間）については組合又は当該団体交渉委員の申出に基いて、会社と組合との協定した団体交渉委員につき、本・支店長が必要と認めた日数（時間）を出勤扱いとする。

(ハ) 前項の認定基準としては、例えば東京に於いて団体交渉が開催される場合、原則として九州及び北海道地区は最高往復2日その他の地区（東京・横浜を除く）は最高往復各1日とする。

(ニ) 省 略

（組合活動の取扱い）

第3条 1. 前条(イ)乃至(ホ)及び(ト)による組合活動に対しては出勤扱いとし、賃金を差し引かない。

2. 前条(ハ)(フ)及び(リ)による組合活動に対してはその期間（時間）に応ずる賃金を差し引く。

3. 前条(ハ)(フ)及び(リ)の場合、組合より事前に文書による申出があったとき、会社は業務に差し支えない限り、該当期間（時間）を無給休暇として扱い、申出なく無断で組合活動を行った場合は無断欠勤扱いとする。

（覚 書）

「第3条2について」

(イ) 会社は、本人より差引いた賃金額を組合に通知する。

(ロ) 省 略

(2) 昭和41年7月31日の協約改定以降、金沢支部からは、44年から50年までA1が、53年10月から57年10月までA4が、そして57年10月以降再び

A 1 が全明労中央執行委員（以下「中執」という。）に就任したが、会社は、東京都内の本社で開催される全明労本部・会社本社間の団体交渉（以下「中央交渉」という。）に出席するための旅行日として、A 1 が中執となった44年頃は、中央交渉日の前後各 1 日を認めていた。しかし、その後金沢支部は、49年頃から旅行日として後 1 日だけを請求するようになっていた。

- (3) 会社は、A 4 が中執となって初めて出席した昭和53年11月24日の中央交渉のときから、翌日の旅行日は午前中だけとし、午後 1 時を過ぎて出社した場合、その出社しなかった部分を賃金カットする取扱いに変更した。以後会社は、金沢支部の中執の中央交渉の翌日の旅行日について同様な取扱いを続けており、62年 6 月までの賃金カット状況は、次表のとおりである。

なお、⑪の賃金カットは、60年 5 月25日に支給された A 1 の給与中の賃金カット額10,023円の中に含まれていたが、会社が前記(1)の協約に基づき金沢支部に通知をしたのは同年 7 月22日であり、さらにその明細を通知したのは同年 8 月21日であった。

回数	交渉日	交渉時間	出席者	翌日出社時刻	賃金カットの内容
①	53. 11. 24	14 : 43～16 : 45	A 4	25日、出社せず	2時間 1,768円
	54. 4. 20	13 : 30～14 : 25	欠席	———	———
②	54. 6. 25	14 : 10～16 : 45	A 4	26日、15時15分	会社賃金カット失念
	54. 11. 22	14 : 10～16 : 15	A 4	23日は祝日	———
③	55. 4. 23	14 : 08～16 : 40	A 4	24日、14時25分	1時間25分1,346円
④	55. 6. 25	14 : 07～16 : 00	A 4	26日、14時30分	1時間30分1,508円
	55. 11. 22	13 : 55～15 : 25	A 4	23日は日曜日	———

回数	交渉日	交渉時間	出席者	翌日出社時刻	賃金カットの内容
	56. 4. 22	16 : 05～16 : 40	欠席	———	———
	56. 4. 27	14 : 05～16 : 15	A 4	28日、8時53分	———
	56. 6. 24	14 : 05～15 : 30	欠席	———	———
⑤	56. 11. 20	14 : 10～15 : 30	A 4	21日、13時30分	30分 538円
⑥	57. 4. 22	15 : 05～16 : 25	A 4	23日、13時32分	32分 627円
⑦	57. 6. 24	14 : 05～15 : 45	A 4	25日、14時03分	1時間 3分1,207円
	57. 11. 19	14 : 05～15 : 35	欠席	———	———

	58. 4. 28	15 : 35～17 : 10	A 1	29日は祝日	—————
⑧	58. 6. 24	15 : 10～16 : 25	A 1	25日、14時00分	1時間 1,206円
⑨	58. 11. 21	14 : 45～16 : 15	A 1	22日、出社せず	4時間15分5,128円
	59. 4. 26	15 : 15～16 : 50	欠 席	—————	—————
	59. 6. 23	13 : 30～14 : 50	A 1	24日は日曜日	—————
⑩	59. 11. 20	15 : 07～17 : 13	A 1	21日、14時45分	1時間45分2,261円
⑪	60. 4. 24	15 : 12～17 : 06	A 1	25日、17時10分	4時間10分5,297円
	60. 6. 22	13 : 32～14 : 53	A 1	23日は日曜日	—————
	60. 11. 22	15 : 05～17 : 15	A 1	23日は祝日	—————
	61. 4. 26	14 : 00～15 : 40	A 1	27日は日曜日	—————
	61. 6. 20	15 : 15～17 : 00	A 1	21日は土曜休日	—————
	61. 10. 30	14 : 05～15 : 30	A 2	31日出勤	
⑫	61. 11. 20	15 : 07～17 : 07	A 1	21日、出社せず	4時間15分6,025円
⑬	62. 4. 24	15 : 00～17 : 13	A 1	25日、出社せず	2時間 2,818円
	62. 6. 23	15 : 00～16 : 38	欠 席	—————	—————

(4) 前記(3)表中の一連の賃金カットに関し、金沢支店の対組合窓口担当者のB8次長は、金沢支部が中央交渉出席届を出した際に、「団体交渉の翌日は、午後1時までに出社するように。出社が遅れた場合は、その分の賃金をカットする。」旨の注意をしていたが、B8が福井支店へ転任した58年5月以降に担当となったB14経理課長は、当初の頃、上記賃金カットの注意をするときもあったが、しないときもあった。

しかし、本件救済申立ての対象である⑩～⑬の賃金カットに関しては、同課長は、金沢支部の中央交渉出席届持参者に対して、またはA1が金沢を発つ前までに同人に対して上記賃金カットの注意をした。

これに対し金沢支部は、この会社の一連の賃金カットに対し、労働協約に基づく労使慣行に反する不当なものだとして、その都度抗議し、賃金カット分の返還を請求し続けている。

(5) なお、中央交渉は、前記(3)表中のとおり、遅くとも交渉当日の17時前後に終了しているが、全明労は、交渉終了後、会社回答を検討するための中央執行委員会を開催しており、場合によっては翌日の午前中にも開催したことがあった。

本件救済申立ての対象である⑩～⑬に係る団体交渉に関しても、全明労は、翌日に中央執行委員会を開催したが、全明労の在京役員であるA18副委員長、A19書記次長、A20中執の3名は、各々年休を取得して出席

したか、もしくは組合無給休暇届を提出して出席した。

- (6) 前記(3)表中の一連の賃金カットの間に、前記3の(19)のとおり、54年事件の救済申立てを行い、また、同事件の審査係属中の昭和56年1月13日には、③の賃金カットほかに関する団体交渉において、会社に誠意がみられないとして、追加申立てを行った。これに対し当委員会は、57年9月20日までに一部救済命令を交付したが、その中で、③の賃金カット問題に関する会社の団体交渉における誠実性について、次のように判断し、その部分の請求を棄却した。

『地本らは、金沢支部から全明労の中執に就任したA4に対して行われた賃金カットについて、カットされた賃金の返還を会社に要求した。この会社においては、前記第1の4(6)カのとおり、本社と全明労の間には、組合活動に関する労働協約があり、それによって、本社・本部間の団体交渉に出席するために必要な交通時間については、支店長の認定により出勤扱いすることと定められている。したがって、A4に対して本部での団体交渉に出席した翌日午後1時までに出社せよとした取扱い自体は、当時における東京・金沢間の交通事情を考えると、支店長の認定として、あながち無理があったとはいえない。地本らは、A4以前の中執であるA1の頃は、賃金カットという問題は起こり得なかったとするが、そのことはあくまで労使間の問題であると考え。加えて、前記第1の4(6)カのとおり、同53年11月22日、会社は同人に対して、本部での交渉の翌日は、午後1時までに出社するように伝えているのであり、かつ同55年8月19日の団体交渉においても、会社のとった措置を説明しているところから、当委員会は、この問題について、会社に誠意が見られないとする地本の主張は採用できない。』

- (7) 昭和59年5月8日、全明労は会社本社に対して金沢支部の中執の賃金カット問題に関し抗議文を提出した。これに対し本社は、5月15日、「支店長が団体交渉の開始、終了時間や交通機関などを勘案して、本部の団体交渉出席に要する合理的な日数(時間)を認定している。」旨回答した。

金沢支部らは、この本社回答をふまえて、5月22日、金沢支店に対し、上記回答を引用してその具体的基準を明らかにするよう申し入れたが、支店は、5月25日、「会社は本部団体交渉出席に伴う日数(時間)の取扱いについては、協定に基づいてその都度認定している。認定にあたっての具体的な基準は貴申し入れに記載されているとおりである。今回の貴申し入れについては、いつの日のことを指しているのか不明なので回答のしようがない。」と回答した。

- (8) 昭和62年4月23日、B14経理課長が、A1中執に対し、「A6君から24、25日と団体交渉の通知がきているけれども、地労委で争っているとおおり、25日は午後1時以降はカットする。」と注意したところ、A1は、「団交が始まっていないうちから帰社時間を言うのはおかしい。それは制限付の団交である。」と抗議した。

(9) なお、金沢・東京間の旅行時間は、昭和39年の東海道新幹線の開通後、大幅に短縮され、前記(3)表中の53年11月に開催された中央交渉の頃までには、既に、東京を午後6時頃に発てば当日の内に、また、翌朝7時台に発てば12時半頃までに金沢に帰着することができる交通事情となっていた。

8 当委員会審問証人出席日の賃金カット

(1) 56年事件の申立て以来、金沢支部は、会社に対して、金沢支部組合員が当委員会の審問へ証人として出席する場合、証人出席のために時間内外出を認めるよう申入れをしてきており、会社は、証言に要した時間及び出席に要する往復の交通時間については有給扱いとしてきた。

なお、当委員会へ証人として出席した組合員は、当日の審問が午後1時頃から始まる場合、午前中の時間帯に組合活動のための無給休暇届を提出しているケースが多い。

この間の状況は、下記表のとおりである。

審 問		証人氏名	当委員会審問 開 始 時 刻 (通知書記載)	申 請 区 分	
回数	年 月 日			無 給 休 暇 届	証人出席申入書
1	57. 6. 23	A 2	午後1時30分		午後1時～
2	57. 7. 27	A 2 A 1	午後1時30分	午前9時～12時 (A 1)	午後1時～
3	57. 9. 27	A 2	午後1時30分	午前9時～12時	午後1時～
4	57. 10. 21	A 2	午後1時30分	午前9時～12時	午後1時～
5	58. 3. 10	A 1	午後1時30分	午前9時～12時	午後1時～
6	58. 5. 18	A 1	午後1時30分	午前9時～12時 午後4時～5時15分	午後1時～
7	58. 6. 18 土曜休日	A 6 A 4	午前 10 時		
8	58. 8. 9	A 7 A 6 A 4	午後1時30分	午前9時～12時	午後1時～
9	58. 9. 24	A 4 A 7	午前 10 時		午前 10 時
19	60. 5. 9	A 1	午後1時30分	午前9時～12時	午後1時～
20	60. 6. 19	A 1	午後1時30分		午後1時～
23	61. 5. 8	A 1	午 後 1 時		
24	61. 6. 18	A 1	午 後 1 時	午前9時～12時	午後1時～4時
25	61. 7. 22	A 2	午 後 1 時	午前10時30分～12時	午後1時～4時
26	61. 9. 24	A 2	午 後 1 時		午後1時～4時
31	62. 5. 18	A 1	午後1時10分		午前11時～午後4時
33	62. 9. 24	A 1	午後1時30分		午後1時～4時
34	62. 10. 28	A 1	午後1時30分		午後1時～4時

(2) 昭和62年5月15日、金沢支部は、5月18日の午後1時10分から当委員会で開催される第31回審問に証人として出席を求められていた組合員A1に関し、次のような証人出席申入書を金沢支店へ提出したが、この申入書をB14経理課長に持参したA1は、従来とは違う午前中の時間帯からの申入れであることについては何も説明をしなかった。そのため、B14経理課長は、うっかりして従来とは違った形での申請だとは気がつかずに、この申入書を受け取った。

申 入 書

左記の者、石川県地方労働委員会に証人として出頭するので、時間内外出を認められるよう申し入れます。

記

1. 氏 名 A 1
2. 日 時 昭和62年 5 月 18 日 (月) 午前 11 時 より 午後 4 時 まで
以 上

1987年 5 月 15 日

総評・全国一般

全明治屋労働組合金沢支部

執行委員長 A 2

株明治屋金沢支店

支店長 B 8 殿

また、A 1 は、B 15 次長にも同日に 5 月 18 日の出席について告知していたが、B 14 経理課長に対するのと同様に違った形での申し入れであることは告知しなかった。

なお、上記申入書は、その後、B 15 次長、B 8 支店長へと回覧されている。

- (3) 昭和 62 年 5 月 18 日の午前 11 時過ぎ、A 1 は、B 15 次長に、「今から出掛ける。」と声を掛けてから外出したが、同次長は外出時間については何も言わなかった。

この経緯について B 14 経理課長は、「同次長は、午後証人として出席する者がその日の午前中から職場を離れるようなことはこれまで度々みられたから、この日も従来どおりの申請がなされているものと思い特段気に止めることもなくこれを了承した。」旨、当委員会の審問で証言している。

一方、A 1 は、外出するまでに会社からは駄目だという意思表示がなかったので、午前 11 時からの証人出席を会社が了解したと受け取った。

- (4) 金沢支店は、昭和 62 年 5 月 26 日支給の A 1 の 5 月分賃金から、前記 (2) の申入書記載の外出時間の内、午前 11 時から正午までの 1 時間分を賃金カットした。この賃金カットについて、B 14 経理課長は、「5 月分の給料計算の際に、初めて従来とは違った形で申入書が提出されていることに気がついたが、賃金については従来から労使間で定着している方式に従い、午前 11 時から正午までの 1 時間に相当する分 (1,437 円) をカットして支給した。」旨、当委員会の審問で証言している。
- (5) 前記 (4) の賃金カットに対し、金沢支部は、昭和 62 年 6 月 19 日、「事前に地労委証人出席について賃金カットをするとの通告がなく突然カットし、また、A 1 が外出したのは午前 11 時 20 分過ぎであるのに就業していた時間も含めカットした不当な処置である。」旨、金沢支店に抗議した。
- (6) 昭和 62 年 6 月 29 日、金沢支店は、A 1 に対し、前記 (4) の賃金カットの

内、金沢支部から就業していたとの抗議があった午前11時から11時20分までの20分間に相当する賃金479円を返戻した。従って、5月18日のA1の賃金カット額は958円となっている。

(7) 昭和62年8月19日、申立人らは、前記(6)の賃金カット額958円の返還を求めて62年事件の追加申立てを行ったが、B14経理課長は、当委員会の審問の席上で、「組合に一言声を掛けて（賃金カットして）おけば、こういうことにならなかったのではと反省している。」旨述べている。

(8) なお、昭和62年5月18日の第31回審問開始時刻については、4月7日開催の第30回審問期日に当事者双方の了解のもとに決定されており、第30回審問には、62年5月1日に金沢支店長となったB8は出席していなかったが、B15次長もB14経理課長も会社補佐人として出席していた。

また、当委員会は、念のため5月2日付けで文書でも通知している。

9 100周年記念ヨーロッパ旅行の人選

(1) 会社は、昭和50年春、創業90周年を記念して300名の従業員（系列会社の明治屋食品工場、関東明治屋商事等の従業員も含む。男女別割合は不明。）を永年勤続者ヨーロッパ視察旅行（以下「90周年記念旅行」という。）に派遣したが、選考基準は次のとおりであった。

1. 対 象

- a. 社長を除く全社員
- b. 勤続10年以上
- c. 男女性別に関係なく年齢の制限を行わぬ
- d. 絶対条件としては夫々の職場に於いて、真面目に忠実に職務を果たし、社業の発展に積極的に協力せし社員であること

2 選考の趣旨

職場、職種の関係で入社以来今日迄海外出張の機会に恵まれなかった社員或いは将来も業務上海外出張の可能性少なき社員を重点的に選考の対象に考える。

倉庫、機械室、小売、総務、経理等の職場で縁の下の力持ち的努力を続けて来た社員等も積極的に選考の対象とする。

3 対象人員

基本的に全従業員の10%（出向者を含む）

原則として、各事業所より10%を選び支店長の決裁で支店ごとに本社に推薦し本社選考委員会でさらに検討を加え原案を作り最終的に社長決裁に依り決定する。

(2) 金沢支店では、昭和49年末頃に、当時の支店長が、前記(1)の選考基準に従い、倉庫、機械室、小売、総務、経理等といった職場で縁の下の力持ち的努力を続けてきた社員の中で、勤続10年以上の者の中から勤続年数の長い順に、A21（推薦時勤続年数28年・所属業務課。以下同様。）A22（25年・業務課）、A23（25年・食品卸課）、B8経理課長（23年・経理課）、A24（22年・経理課）、A25（18年・倉庫課）の6名を推薦し、こ

の6名の派遣が本社で決定されたが、A24はその後高齢を理由に派遣を辞退している。

なお、A23は営業系統の食品卸課に所属していたが、同人の業務内容は冷凍車による配達で選考の趣旨に合致していた。

また、当時、A25より勤続年数が長い対象者としては、B16倉庫課長代理、B14現経理課長がいたが、B16は家庭の事情で、B14は健康上の理由でそれぞれ推薦を辞退しており、A25の下位はA1、A26、A27の勤続年数順になっていた。

なお、A21、A22、A23、A24、A25、A26、A27は当時全明労組合員だったが、50年秋に全明労を脱退している。

- (3) 会社は、昭和61年春、90周年記念旅行と同様な趣旨で創業100周年を記念して永年勤続者ヨーロッパ視察旅行(以下「100周年記念旅行」という。)を実施した。選考基準は90周年記念旅行と同じであったが、派遣決定人員は117名(男性106名・女性11名。90周年記念旅行と同様に系列会社の明治屋食品工場、関東明治屋商事等の従業員も含む。)で全明労組合員は1人も派遣されなかった。

なお、60年10月8日に開催された会社創業100周年記念式典において、会社社長B1は、100周年記念旅行派遣人員の発表に際して、次のように述べている。

『その派遣の主旨及び旅行内容は90周年時に派遣して戴いた主旨及び内容と同じ考え方であります。すなわち、その選抜基準として10年以上勤続し、それぞれの職場において真面目に忠実に職務を果たし、社業発展に積極的に協力せし社員であることと定め、更に業務の関係で入社以来今日まで海外出張の機会に恵まれず、将来もその可能性の少ない職場で縁の下の力持ち的な仕事に努力してきた社員を積極的にその選考の対象とし、永年の労に報いることが主旨であります。』

- (4) 金沢支店では、60年の秋に、当時のB17支店長が、選考基準に従い、B14経理課長(勤続32年)、A26(勤続26年・経理課)、A27(勤続24年・業務課)の3名を推薦し、この3名が派遣されたが、組合員A1(勤続27年・業務課)は推薦、派遣されなかった。

会社は、B14経理課長については、前回の90周年記念旅行を健康上の理由で辞退した経緯を考慮したことが、また、A26とA27の2名の女性については、昨今の社会情勢から女性の職場進出を重視したことが推薦理由であるとしている。

- (5) 組合員A1は、昭和33年4月に会社へ入社し、40年代半ば頃には業務課に配属され、100周年記念旅行人選時においては、業務課内では業務課歴が一番長く、約15年間一貫して商品管理の仕事に従事していた。

また、A1は、40年代初めから中執、金沢支部役員並びに地本執行委員を歴任し、100周年記念旅行人選時においては、中執と金沢支部副執行委員長の任にあった。

第2 判 断

1 昇給及び賞与の査定について

(1) 申立人らの主張と請求の要約

会社は、昭和46年以降、昇給及び賞与の支給に際し、労組の存在を否定する一発回答の導入と一方的勤務査定拡大による賃金査定差別を行い、組合員間の分断を画策実行した。また、組合分裂の昭和50年以降、会社は、組合員を非組合員と差別し、本来ならば高査定を受けるべき組合員に対し、一方的な低査定を行ってきた。昭和60、61年度の昇給及び賞与の支給の際も同様な差別を行ったことは、組合員らに支給された額と会社査定平均額とを対比して見れば明らかである。また、会社は、人事考課を行い査定金額を決定しているが、その決定に至るまでの過程には多くの問題点があり、その内容も全く明らかにされていない。このことは、組合員に対する低査定を、事実をもって立証し得ないことを自ら告白したものにほかならない。

会社は、60年度及び61年度の賃金査定において、金沢支店非組合員査定平均額を下回る査定を受けた組合員(A12と退職したA9を除く7名。)について、それぞれの査定金額を少なくとも当該平均額へ是正し、その差額を支給しなければならない。

(2) 会社の主張の要約

ア 申立人らは、組合員らはいずれも金沢支店非組合員査定平均額の支給を受けるべきであると主張しているが、そもそも同人らがこれら金額の支給を受けるべき勤務成績を収めていることについて、個別、具体的な主張・立証は何ら尽くされていない。言うまでもなく不当労働行為の主張・立証責任は、あげて申立人側に課せられている。

イ しかも、本件で問題とされている査定金額は、合理的な手続きによりなされた合理的な人事考課の結果に基づいている。

ウ そのうえ、本件係争対象年度の各査定の結果が公正・妥当なものであることは、次のような事実から明らかであり、申立人側の主張が容れられる余地は、如何なる観点からしてもない。

(ア) 組合員の半数近くの者が会社査定平均額を上回る金額の支給を受けていること。

(イ) 当時の組合員9名のうち、A12、A9、A2、A4らは、この間支部委員長、副委員長、書記長、執行委員などの組合役職に就いていた者であるが、本件係争対象年度の各査定においては、そのほとんどにおいて平均を上回る金額を支給されていること。

(ロ) 申立人側が未だ不当な差別は行われていなかったとする昭和47年度あるいは43年度との対比においても顕著な差異は見られず、一部の者を除くと逆に本件係争対象年度の方が上昇している事実が認められること。

(ハ) その他組合員の仕事振りを示す象徴的な事件として、洋燈舎事件、

ヒマラヤ登山事件等があり、これら組合員の仕事振りを正しく反映しているものであること。

(3) 当委員会の判断

ア 前記第1の2と3のとおり、申立人らと会社との関係は、昭和47年前後から次第に悪化し数多くの紛議が発生している。加えて、51年の会社取締役B4の年頭挨拶や53年の会社社長B1の新入社員入社式での訓示、あるいは金沢支店における支店長を始めとした支店管理職の言動等から見て、会社が組合員に対して嫌悪感を持ち続けて来たことは容易に推認でき、また、本件係争対象年度の各人事考課及び査定新时期において、申立人らと会社との関係が好転したというような状況も格別見出せない。

イ 前記第1の4の(4)オの別紙（以下「別紙」という。）3の1～3と別紙4の3によると、組合員の集団の昇給、賞与の査定金額は、昭和45、46年度の昇給及び46年度の賞与については不明だが、47年度以前においては一部会社査定平均額を上回っていたものが、48年度以降は一貫して会社査定平均額を大きく下回っている。

また、組合員10名の昇給、賞与の査定平均額の会社査定平均額に対する比率は、金沢支部役員選挙に対立候補が出現した直後の48年度年末賞与の頃から急低下し、50年の組合員の大量脱退を経て更に低下していったものが、54年に地本が当委員会に団体交渉についての不当労働行為救済申立てをした頃から、昇給の比率については漸次上昇し始め、賞与の比率については急激に上昇したという実に不自然な推移をたどっている。金沢支店における査定対象従業員30数名中の10名（59年年末賞与以降は9名）もの集団の査定平均額がこのような推移をたどることは、通常考えられないことである。

本件係争対象年度の各査定においても、その比率は、昇給については、60.7%、64.7%とそれぞれ著しい格差が存在し、中元賞与と年末賞与についても、80%前後というようになりかなりの格差が存在している。

すなわち、組合員9名に対する本件係争対象年度の各査定は、前記の不自然な査定の推移の延長線上にあり、前記アの会社の組合員に対する嫌悪感を考慮すれば、他に合理的な理由がない限り不当労働行為性が推認される。

ウ 会社は、前記(2)イのように主張している。しかし、会社は、前記第1の4の(4)キのとおり、人事考課及び査定に関する資料をほとんど公開しなかったため、その手続と方法の合理性並びに人事考課と査定結果の整合性について検証することは不可能であり、その主張は採用できない。

エ また、会社は、前記(2)ウのように主張している。しかし、前記ウと同様に、会社は、人事考課及び査定に関する資料をほとんど公開しなかったため、組合員9名とその他の金沢支店査定対象従業員の査定結

果について、その勤務状況を比較しての対比も不可能で、はたして組合員9名の査定結果が公正・妥当なものであったかどうかは判然としないこと、並びに次の理由により、その主張も採用できない。

(ア) 前記(2)ウ(ア)の主張について言えば、前記第1の4の(4)エのとおり、確かに賞与に関しては、会社主張のとおり、組合員の半数近くの者が会社査定平均額を上回る金額の査定を受けているが、昇給に関しては、それを上回る金額の査定を受けている者は、A12とA9の2名だけであること。

また、前記イのとおり、組合員10名の昇給、賞与の査定平均額の会社査定平均額に対する比率の推移が不自然であり、本件係争対象年度の各査定においても組合員9名の査定平均額は会社査定平均額を大きく下回っていること。

さらに、別紙3の1～3と別紙4の1～3のとおり、これら組合員(A2、A4、A9、A12)の査定金額の会社査定平均額に対する比率の推移も不自然であり、従前の水準に戻っただけか(A4、A9、A12)あるいは以前として戻っていない(A2)とも言え、はたしてこれら組合員の各査定結果が同人らの勤務状況を正確に反映したものであるかどうかは疑問であり、むしろ人(A2、A12)によってはさらに高い評価を受けるべきであった可能性も否定し難いこと。

(イ) 前記(2)ウ(イ)の主張について言えば、別紙3の1～3と別紙4の1～3のとおり、組合員各自の査定金額の会社査定平均額に対する比率の推移も不自然なことと、前記第1の4の(4)エのとおり、少数組合である金沢支部では組合員の半数以上が組合役職に就任していることを併せ考えると、本件においては、人事考課時における組合員の組合役職就任状況については格別考慮する必要性がないこと。

(ウ) 前記(2)ウ(ウ)の主張について言えば、次に述べる事情を総合的に考慮すれば、後記(エ)のとおり、組合員の集団の勤務能力等が平均以下であるとの特段の事情も認められない本件においては、本件係争対象年度の組合員の集団の各査定平均額を会社査定平均額と対比することが適切であること。

① 会社は、非組合員の査定結果等人事考課及び査定に関する資料をほとんど公開しなかったため、その対比方法が正確であるとの保証がないこと。

② 組合員の集団の勤務成績や勤務態度が、非組合員のそれと比較して、昭和47年度以前の時点で既に劣っていたのかどうかについて会社の合理的な説明がなく、また、本件係争対象年度の時点においても同様に劣っていたかどうかについては、後記(エ)で判断したように、会社の説明は合理的とは言えないこと。

③ 昭和47年度以前においては、組合員の集団の査定平均額が一部

会社査定平均額を上回っていたが、その後一貫して下回っていること。

- ④ 本件係争対象年度の組合員の集団の各査定結果が、不自然な査定の推移の延長線上にあること。
- ⑤ 昭和47年度以前の時点と本件係争対象年度の時点では、年月に隔たりがあり過ぎ、また、その間の組合員の集団の勤務成績や勤務態度を反映した査定結果が、勤続年数が増すにつれ急低下し、さらに一転して急上昇するという不自然な推移を抜きにして比較するのは、適切ではないこと。

(エ) 前記(2)ウ(エ)の主張について言えば、会社の主張する組合員各自に対する低査定理由は、次のとおりいずれも合理的ではないこと。

- ① 会社は、58年等併合事件において、組合員について、報告書の提出が遅れた、仕入れ担当者にアドバイスをしなかった、現実の在庫量と帳簿上の在庫量の不一致についてその原因を究明しなかった、上司の指示に従わずに反抗した、残業要請に応じなかったなど数々の低査定理由を主張したが、本件係争対象年度の各人事考課対象期間中における組合員の勤務状況も基本的に変わりがないと主張している。

しかし、会社は、上記低査定理由について、時期を特定するなどしての具体的な疎明は行っていないし、また、それが人事考課表のどの考課項目でどのように評価されたかは具体的に一切明らかにされてはおらず、はたしてその査定結果が公正・妥当なものであったかは判然とせず、他の従業員との対比も明らかでないこと。

- ② 洋燈舎事件とA3のヒマラヤ登山事件について言えば、前記第1の4の(5)アとイのとおり、事件は本件係争対象年度の各査定の人事考課対象期間の数年前に発生したものであり、前記第1の4の(3)カ(ア)の事実と明らかに矛盾していること。

オ さらに、会社は、前記(2)アのように主張している。しかし、その主張は、前記イないしエで述べたところから採用できない。

カ 以上により、当委員会は、会社が本件係争対象年度の各査定において組合員に対して行った低査定は、組合員であることを理由として不利益に取り扱い、ひいては申立人組合の弱体化を意図したものであると認め、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると判断する。

キ なお、申立人らは、本件係争対象年度の各査定について、少なくとも「金沢支店非組合員査定平均額」への一律是正を請求しているが、「会社査定平均額」への一律是正が相当である。

以上の是正により、組合員の集団の本件係争対象年度の各査定平均額が会社査定平均額を若干上回ることとなるが、以前、組合員の集団

の査定平均額が会社査定平均額を上回っていた事実もあったことを考慮すれば、労働委員会の不当労働行為是正の裁量権の範囲内にあると考える。

2 昇格について

(1) 申立人らの主張と請求の要約

会社は、昇給・賞与の査定において組合員を差別してきたと同様に、昇格・昇級においても組合員を差別してきたことは、金沢支店における組合員と組合脱退者との昇格・昇級の実態を対比してみれば明らかである。また、会社は、人事考課を基に昇格・昇級を決定しているが、昇級・賞与の査定と同様に、その決定にいたる過程には多くの問題点があり、その内容も全く明らかにされていない。このことは、組合員に対する不当な昇格・昇級差別を自ら告白したものにほかならない。

会社は、昭和59年4月に遡及して、退職したA9を除く組合員各自を、それぞれ係長1級ないし3級へ昇格・昇級させ、昇格・昇級に伴う職務手当を支給しなければならない。

(2) 会社の主張の要約

ア 申立人らの請求のうち、係長への昇格を求める部分は、どのようなポストの係長に昇格を求めるのか抽象的で不明であり、このような申立ては、「請求する救済の内容が法令上又は事実上実現することが不可能」（労働委員会規則第34条第1項第6号）であるから、まずこの点において却下されるべきである。

イ 仮にこの点が特定されていたとしても、労働委員会があたかも人事権を有するがごとく、一定の職制上の地位につけるべきことまで会社に命じることは、救済命令を発し得る範囲を逸脱しているものであり、この点においても本件申立ては、「請求する救済の内容が法令上又は事実上実現することが不可能」というべきで、やはり却下を免れない。

ウ 申立人らは、本件救済申立ての1年以上前に遡って昇格すべきことまで求めているが、かかる申立ては、労働組合法第27条第2項、労働委員会規則第34条第1項第3号に該当し却下を免れない。

エ 係長には1級から3級まで3段階があるが、本件申立ての中には、例えば1級から3級へ一足飛びに昇格を求めているものがある。しかし、会社では必ず1段階ずつ昇格することとなっており、かかる申立ても、「請求する救済の内容が法令上又は事実上実現することが不可能」なものというべきであり、やはり却下を免れない。

オ 係長あるいは係長待遇となるためには、ただ単に一定の年数を経るだけでなく、さらに直近の3回の人事考課において少なくとも平均を上回る成績をあげていることが最低限必要である。しかし、申立人側では、人事考課において平均を上回る成績をあげ得たことについて何らの立証も行っていない。

また、非組合員の中にも、A16のように入社後19年以上経過してい

るにもかかわらず、係長・係長待遇に昇格していない者がおり、申立人側が、組合員であることを理由に不当に差別されているとして救済を求める以上、少なくとも組合員らがこのA16以上の勤務成績を収め、同人以上の資質、能力を有していることを、個別・具体的に立証しなければならないが、かかる主張・立証は何らなされていない。

カ このように、そもそも申立人側の立証が欠如しているわけであるが、次のとおり、組合員らの勤務成績は極めて劣悪であり、到底係長や係長待遇となるべき要件を備えていないのである。

(ア) 本件救済申立て当時の金沢支部組合員のうち、A12とA9以外は継続して平均を上回るような評価は受けておらず、到底係長や係長待遇となるべき要件を備えていない。

(イ) 上記2名のうち、A9については申立人側自身はその請求を放棄しているので、結局残るのはA121人ということになる。

しかも、A12についても、事実関係が明白な洋燈舎事件に関わったことを一切認めようとはせず、その適格性に問題があることは明らかである。

(ウ) 係長待遇のA3についても、洋燈舎事件に関係しながらそれを一切否認したこと、また、得意先に多大の迷惑をかけることも省みることなく、自己の個人的な欲望を実現するため、長期にわたって欠務を重ねた者であり、その適格性に問題があることは明らかである。

(3) 当委員会の判断

ア 前記(2)ア及びエの会社の主張について言えば、「請求する救済の内容」は、労働委員会が救済命令を発する場合の目途となるもので十分であり、それに労働委員会が厳格に拘束されるものでもないし、申立人らは、昇格・昇級の差別があったとしてその是正を求めているのであるから、その主張は採用できない。

イ 前記(2)イの会社の主張について言えば、使用者による人事権の行使も不当労働行為の法理による制約を免れるものではないから、労働委員会が昇格人事について不当労働行為の成立を認め、場合によっては、その具体的な是正を命じることも可能であるから、その主張は採用できない。

ウ 申立人らは、昇格・昇級について、本件申立時から1年以上前に遡及してその是正を求めているが、当委員会は、前記第1の5の(2)で認定した会社における昇格・昇級行為は、各昇格・昇級時期におけるその都度独立した1回限りの行為と解するのを相当と考えるので、申立人らの請求事項中、本件申立時から1年以上前に遡及して救済を求める部分、すなわち昭和60年5月26日以前の昇格・昇級に係る部分については、労働組合法第27条第2項並びに労働委員会規則第34条第1項第3号に該当し、申立期間を経過しているのを却下し、申立期間内に属する61年3月及び62年3月の各昇格・昇級時期（以下「本

件各昇格・昇級時期」という。)における会社の行為性について判断する。

エ 前記第1の5の(2)アのとおり、一般従業員から係長・係長待遇の選考対象資格者となるためには、高卒で9年、中卒で12年の入社後の勤続年数が必要とされているが、前記第1の5の(3)別紙5のとおり、金沢支店における昇格・昇級の実態として、次のような事実が認められる。

(ア) 昭和46年までは、組合員と申立人らの組合から脱退した者との間には、昇格については明確な差異はなく、高卒者についてみれば、組合脱退者のA25の約14年を例外として、ほぼ選考対象資格者の9年で係長1級または係長待遇1級へ昇格している。

(イ) 昭和47年以降62年までの間においては、昇格・昇級は組合脱退者に集中し、組合員は誰一人として昇格・昇級していない。

(ウ) 昭和46年までに選考対象資格者になった者についてみると、組合員では、A1は62年現在未だ昇格しておらず、46年に係長待遇1級から係長1級になったA2と係長待遇1級に昇格したA3は62年まで何ら昇級しなかったのに対して、組合脱退者は、49年に係長待遇1級から係長1級になったA25については不明であるが、A2、A3と相前後して昇格したA28、A29、A30の3名は皆昇給し、A28とA29は既に係長3級を終え管理職となっている。

(エ) 昭和47年以降に選考対象資格者となった者についてみると、組合員6名は1名も昇給しなかったのに対して、組合脱退者は8名中、A16、A31、A32を除く5名が(勤続年数の一番短いA32を除けば7名中5名が)昇格・昇級している。

(オ) 昭和62年4月現在、選考対象資格年数を経過した者のうち、昇格者は、組合員は9名中わずかに2名であるが、組合脱退者は12名中9名を数える。

以上のような昇格・昇級の実態の不自然さと、前記1の(3)アで判断した会社の組合員に対する嫌悪感を考慮すれば、他に合理的な理由がない限り、本件各昇格・昇級時期に、会社が組合員を昇格・昇級させなかった行為には不当労働行為性が推認される。

オ 会社は、組合員が昇格・昇級しなかった理由として、前記(2)カのように主張している。しかし、次の理由により、その主張は採用できない。

(ア) 前記(2)カ(ア)の主張について言えば、前記第1の5の(2)イのとおり、昇格・昇級者の推薦、決定に当たっては、直近3回の人事考課の成績が一定の基準を上回っていることが必要とされるが、前記第1の4の(4)キのとおり、本件各昇格・昇級時期の直近3回の人事考課及び査定に関する資料をほとんど公開しなかったうえでの主張であり、組合員と組合脱退者の勤務成績を比較しての対比が明ら

かでないこと。

(イ) 前記(2)カ(イ)と(ウ)の洋燈舎事件について言えば、前記第1の4の(5)アのとおり、本件各昇格・昇級の時期より8年以上も前に発生したものであり、また、前記第1の4の(5)アと第1の5の(3)別紙5のとおり、同事件に最も多く関与したA17が、本件各昇格・昇級時期の昭和61年3月に昇格していることも考慮すれば、本件各昇格・昇級時期においてまで、同事件に関与したことを理由に、昇格・昇級の適格性に問題があるとすることは、適切ではないこと。

(ウ) A3のヒマラヤ登山事件について言えば、前記第1の4の(5)イのとおり、同人が有給休暇取得の話を持ち出してからヒマラヤ登山出発まで2カ月以上もの期間があったにもかかわらず、会社は、当時の金沢支店で業務上の必要性に応じて随時行われていた配置転換の検討を行わず、しかもA3が帰国した後に配置転換を行っていることからみて、少人数の体制で配置転換が困難であるという会社の主張には理由がなく、また、A3の休暇中その業務は課長と課長代理で処理できたこと、得意先や会社に迷惑がかかったという点について会社の具体的な疎明がないことからみて、事業の正常な運営を妨げるとの会社の主張にも理由がなく、前記(イ)同様、本事件を理由に昇格・昇級の適格性に問題があるとすることは、適切ではないこと。

カ また、会社は、前記(2)オのように主張している。しかし、その主張は、前記エ及びオで述べたところから採用できない。

キ 以上により、当委員会は、会社が、本件各昇格・昇級時期に、組合員に対して適正な昇格・昇級行為を行わなかったことは、組合員であることを理由として不利益に取り扱い、ひいては申立人組合の弱体化を意図したものであると認め、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると判断する。

ただし、A7の昭和61年3月の昇格・昇級時期の不昇格については、年令、勤続年数及び最近における金沢支店の昇格状況の実態などを勘案すると、不利益取扱いがあったとは認められないので、その請求を棄却する。

ク なお、申立人らは、A1、A2、A3、A12、A5の6名については係長3級への昇格・昇級を、A6については係長2級への昇格をそれぞれ請求している。

しかし、①56年事件と58年等併合事件で命じた56年3月1日付け、59年3月1日付け及び60年3月1日付けの昇格・昇級、②62年4月現在の組合脱退者の処遇の実態、並びに、③前記第1の5の(2)イのとおり、昇級には平均4年前後の滞留年数が必要とされていることなどを勘案すると、本件各昇格・昇級時期の会社の不当労働行為に関しては主文4のとおり、文書を交付させることにとどめることが相当である。

また、申立人らは、A7については、係長1級への昇格を請求しているが、主文3のとおり昇格させることが相当である。

3 団体交渉へのテープレコーダーの持ち込みについて

(1) 申立人らの主張と請求の要約

会社が、テープ持ち込み団交を拒否していることは、争いのない事実である。

これに対し、会社は、テープレコーダーを持ち込まない団体交渉をしていると反論しているが、これは団体交渉拒否の正当な理由としての主張ではない。問題は、正当な拒否理由か否かであり、また、団体交渉が開かれたのも、会社がテープレコーダーの件で団体交渉を拒否するがために、団体交渉を一切しない事態を組合が回避するためにとった措置の結果に過ぎない。

組合が、テープ持ち込み団交を要求したのは、昭和56年10月1日の団体交渉での外交手当に関する確認事項を反故にされたからであり、テープ持ち込み団交の要求自体は不当なものではない。

会社は、テープ持ち込み団交ではフランクな話し合いができないことを正当理由としている。しかし、会社の労使関係の中でテープ持ち込み団交でフランクな話し合いができなかったという具体的な事例もないから、その主張に合理性はない。

加えて、会社は、61年5月9日の団体交渉以降本件終結に至るまで、申立人らが再三要求したにもかかわらず、全く団体交渉を開催しようとはしなかった。また、申立人らが労使の交渉で合意に達したことを協定化するよう要求しても、会社は56年以降一切これを拒否してきた。さらに、会社は、団体交渉において次回開催を約束しても一向にこれを守ってこなかった。

これらの事実からみて、会社は、こと団体交渉に関しては極めて不誠実な態度を取ってきたことは明白であり、テープ持ち込み団交の拒否もかかる組合嫌悪の意図によるものである。

会社は、議事録確認のためのテープレコーダー持ち込みを理由に団体交渉を拒否してはならない。

(2) 会社の主張の要約

申立人らは、「会社は、議事録確認のためのテープレコーダー持ち込みを理由に団体交渉を拒否してはならない」旨の救済申立てを行っているが、現在、会社と全明労との間で行われる団体交渉の場にテープレコーダーが持ち込まれたようなことは、本社・本部間においても他支店においてもなく、また、金沢支店においても、従前はテープレコーダーなど持ち込まれることなく団体交渉が行われ、何ら問題を生じたこともない。いたずらに肩肘を張ることなく忌憚のない意見を述べ合うという交渉本来の姿からして当然のことと言える。

ところが、申立人らは、昭和56年10月の団体交渉における合意を会社

が一方的に反故にしたと主張し、テープ持ち込み団交の開催を要求するようになった。しかし、かかる合意が成立した事実はなく、申立人らがテープレコーダーの持ち込みに固執する理由はどこにもない。しかも、申立人自身が、58年事件について救済申立てをする以前の段階で、すでにテープレコーダー持ち込みを条件とすることなく団体交渉をすることに依っており、同事件の申立て以後も、同様にそのようなことを団体交渉開催の条件とはしていなかった。会社が、テープ持ち込み団交には応じられないとの対応をしたことについて、非難される理由はどこにもない。

(3) 当委員会の判断

前記第1の6の(12)のとおり、昭和62年3月20日と4月13日に、金沢支部らが金沢支店に対しテープ持ち込み団交の開催を要求したが、金沢支店はこれを拒否している。

この点に関して、申立人らは前記(1)のように主張している。

確かに、前記第1の6の(11)のとおり、61年5月9日の団体交渉において、金沢支店が次回交渉期日を「早い機会に組合に知らず。」と表明したにもかかわらず、その後金沢支部らが何度か抗議文を出してもなかなか回答せず、結局交渉が再開されないままに終わってしまったことから、金沢支部らが、金沢支店が再び合意を無視したと受け取り（前記第1の6の(2)から(4)のとおり、金沢支部らは、金沢支店が外交手当改定交渉における合意を無視したとの認識を有していた。）、再び議事録確認のためテープ持ち込み団交の開催を要求するようになったこと自体には止むを得ない一面もある。

また、前記第1の6の(11)のとおり、本件申立て前の61年5月9日の団体交渉以降、金沢支部らの団体交渉開催要求を日程の都合を理由に開催せず、文書回答で済ましたり、あるいは、前記第1の6の(14)のとおり、本件申立て後の62年12月7日、A2委員長が、翌日に開催を予定されていた団体交渉に関連して、「団交の結果、合意した部分について協定を結ぶつもりはあるのか。」とB14経理課長に質問した際、同課長が、何らの説明もなしに、「(協定を)結ぶつもりはない。」と一方的な発言をしていることなど、支部・支店間の団体交渉に関連した金沢支店の対応には、不誠意な事実も窺われる。

ところが、申立人らは、上記の事実を捉え、それが不当労働行為であるとしてその救済を求めているわけではなく、あくまで議事録確認のためのテープ持ち込み団交を会社が拒否したことを捉え、それが不当労働行為であるとしてその救済を求めている。

しかし、交渉ごとにおいては、相手方の発言を当人の意思に逆らってまで録音することができないことは社会常識であり、このことは団体交渉においても同様と言え、テープ持ち込み団交の開催は、労使間にそのような慣行がある場合は別として相手方の同意があつて初めて可能にな

る性格のものと言えるところ、前記第1の6の(5)のとおり、過去において、申立人らと会社との間においてテープ持ち込み団交が開催された事実はない。

以上により、当委員会は、金沢支部らの上記期日のテープ持ち込み団交開催要求を、金沢支店が、大衆団交になることを理由に拒否したとしても、あるいは単にテープレコーダー持ち込みを理由に拒否したとしても、それが不当労働行為であるとまでは判断できない。

4 団体交渉旅行日の賃金カットについて

(1) 申立人らの主張と請求の要約

ア 従来は中央交渉日の翌日1日が旅行日として認容されていたにもかかわらず、会社はこれを一方的に変更した。

イ 中央交渉が終了しても、その交渉に必然的に伴う組合内部の打ち合わせ（中央執行委員会）も予想され、会社が帰社時間を一方的に決定することは不当である。

ウ 会社は、支店長が帰社時間をその都度認定しているというが、帰社時間は事前に組合に通知されておらず、従って、後日の賃金カットにより不測の事態をもたらす。

エ また、支店長の認定については、既に紛争が発生しているにもかかわらず、会社には団体交渉によりルール作りを目指す意思さえも見受けられない。

オ 以上により、不利益取扱いは明白であり、本件賃金カットは労組法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

カ 会社は、昭和60年4月24日、61年11月20日及び62年4月24日の中央交渉に出席したA1中執の、翌日の旅行日の賃金カット額合計14,140円を返還しなければならない。

(2) 会社の主張の要約

金沢支店では、昭和53年11月以降、中央交渉に出席した中執については、交渉の翌日の午前中は移動に要する時間として「出勤扱い」とするが、同日午後1時以降は賃金カットするとの取扱に改めた。これに対し、申立人らは、会社の措置が不当であるとして、抗議文を寄せるなどしたが、労働委員会に救済申立てをするなど法的にこれを争うようなこともなく、6年間が経過した。ところが、申立人らは、59年11月21日のA1に対する賃金カットの措置が不当だとして、60年事件において初めてその救済申立てをなすに及んだ。

会社と全明労との間には、「組合活動に関する労働協約」が締結されており、中央交渉に出席するため必要とする往復の日数（時間）について、「本・支店長が必要と認めた日数（時間）」を「出勤扱いとする」旨定められている。すなわち、上記日数（時間）をいかなる範囲で認めていくかについては、あくまで交通事情などを勘案して本・支店長がこれを判断・決定していくこととされている。そして、A1も証言しているよう

に、東海道新幹線など交通網の発達により、仮に中央交渉の翌朝に東京を発ったとしても、その日の午後1時までには余裕を持って金沢支店に帰着することができるようになった。そこで、金沢支店としては、そのような実情をふまえて上記のような取扱いに改めたものであって、その措置には十分な合理性がある。

(3) 当委員会の判断

ア(ア) 前記第1の7の(3)表のとおり、A1中執が、昭和60年4月24日、61年11月20日及び62年4月24日に開催された中央交渉に出席し、翌日の60年4月25日は午後5時10分に金沢支店に出社したが、61年11月21日及び62年4月25日は出社しなかったこと、また、会社がA1の60年4月25日分、61年11月21日及び62年4月25日分の賃金を、それぞれ4時間10分分(5,297円)、4時間15分分(6,025円)及び2時間分(2,818円)カットしたことは、当事者間では争いのない事実である。

(イ) また、前記第1の7の(6)のとおり、地本が、当委員会に対し、前記第1の7の(3)表の③の賃金カットほかに関する団体交渉において、会社に誠意が見られないとして、56年1月13日、54年事件の追加救済申立てを行ったこと、また、当委員会が、57年9月20日までに、③の賃金カットに関する団体交渉の部分については、請求を棄却する命令書写を会社と地本に交付し、この命令の中で、前記第1の7の(6)のとおり判断を示したことは、当事者間では周知の事実である。

以上の(ア)と(イ)の事実を前提に、本件賃金カットについて以下判断するが、60年4月25日分の賃金カットについては、前記第1の7の(3)のとおり、申立人らが中央交渉出席に係る賃金カットであるとの認識を得たのは、本件申立て前1年以内のことであるから、不当労働行為救済の申立期間内の事実には属する。

イ 申立人らは、前記(1)アのように主張している。

しかし、前記(イ)の事実があり、また本件審査において、54年事件命令の上記判断を覆さなければならないような事情も新たに判明しなかった。

従って、その主張は採用できない。

ウ 申立人らは、前記(1)イのように主張している。

しかし、前記第1の7の(1)のとおり、会社と全明労との間の労働協約では、中央執行委員会への出席については出勤扱いとはされておらず、また、中央交渉に出席するために必要とする往復の日数(時間)(以下「旅行日」という。)の中には、中央交渉に付随して開催される中央執行委員会出席に要する時間も当然含まれているとの前提に立って当該労働協約が締結されたものではないことは、前記第1の7の(5)のとおり、本件賃金カットに係る中央交渉に付随して翌日に開催

された中央執行委員会に、全明労の在京役員はすべて年休もしくは組合無給休暇を取得し、出勤扱いとはされていなかったことからみて明らかである。

従って、その主張は採用できない。

エ 申立人らは、前記(1)ウのように主張している。

しかし、前記(イ)の事実があり、また、前記第1の7の(4)のとおり、会社が取扱いを改めた当初の頃は、金沢支部が中央交渉出席届を出した際にB8次長が、本件賃金カットについてはB14経理課長が事前に賃金カットの注意をしている。

さらに、前記第1の7の(7)のとおり、前記(ア)の事実以前の昭和59年5月8日、全明労が会社に対し、金沢支部の中執の旅行日の賃金カット問題に関し抗議文を提出したところ、5月15日、会社はこれに回答をしており、また、5月22日、金沢支部らが金沢支店に対し、上記会社回答に関し具体的基準を明らかにするよう求めたところ、5月25日、金沢支店がこれに不十分なものではあるが一応の回答をしてる。

従って、その主張は採用できない。

オ 申立人らは、前記(1)エのように主張している。

しかし、前記第1の7の(1)の労働条約では、旅行日については、支店長が必要と認めた日数(時間)を出勤扱いする旨、また、その認定基準は、原則として最高往復各1日である旨定められているが、支店長が従前とは異なった認定をする際には申立人らと協議しなければならないとの定めもないから、支店長の認定については、その認定基準の枠内での合理的な裁量に任されていると言える。

そして、本件賃金カットに関連する旅行日の認定が合理的なものであったことは、前記第1の7の(3)表のとおり、過去に開催された一連の中央交渉は、遅くとも交渉当日の午後5時前後までには終了していることや、前記第1の7の(9)のとおり、金沢・東京間の交通事情からみても明らかであると言える。

また、前記(イ)の事実があり、さらに、前記第1の7の(7)のとおり、前記(ア)の事実先立つ昭和59年5月に、会社は全明労に対し、また、金沢支店は金沢支部に対し、「支店長が団体交渉の開始、終了時間や交通期間などを勘案して、本部の団体交渉出席に要する合理的な日数(時間)を認定している。」旨の回答をそれぞれしている。

従って、その主張は採用できない。

カ 以上により、当委員会としては、前記第1の2と3のような申立人らと会社との労使関係を考慮に入れても、前記イからオのとおり、本件賃金カットに関する申立人らの主張にはいずれも理由がないので、会社が、A1中執の昭和60年4月25日、61年11月21日及び62年4月25日の賃金の一部をカットしたことは、不当労働行為には当たらないと判断する。

従って、その請求は、これを棄却せざるを得ない。

5 当委員会審問証人出席日の賃金カットについて

(1) 申立人らの主張と請求の要約

昭和62年5月18日開催の本事件の審問に、組合員A1が証人として出席するため、金沢支部は、5月15日に、当日は午前11時から午後4時まで外出する旨の申し入れをし会社はこれを了解した。ところが会社は後日この了解を一方向的に反故にした。

しかも会社は、後日の否認について、事前に組合に協議を申し入れるとか注意を促すなどの対処は一切していない。

以上のことは、これまでの組合嫌悪の意思に基づく労組法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

会社は、組合員A1の昭和62年5月18日の賃金カット分958円を返還しなければならない。

(2) 会社の主張の要約

会社では、労働委員会に証人として出席した場合は、証言に要した時間と出席に要する時間が「有給扱い」とされてきた。そして、午後1時頃から証人として出席することが予定されている場合、その者が当日の午前中から離席するようなどときには、午前中は賃金カットの取扱を受けていた。こうした取扱は従前からのならわしであり、労使とも当然のこととしてこれを受け止めてきた。

昭和62年5月18日についても、この従前からの取扱どおり午前中の離席に対して賃金カットしたものであって、この措置が不当であるとされるいわれはどこにもない。

申立人らは、午前11時からの証人出席を会社が了解したと主張しているが、そのような事実はない。

(3) 当委員会の判断

ア 申立人らは、本件賃金カットは労組法第7条第1号の不利益取扱の不当労働行為であるとして、前記(1)のように主張している。

しかし、前記第1の8の(1)のとおり、会社では、午後1時過ぎから開催の当委員会の審問に出席する証人に対しては、証言に要した時間と出席に要する往復の交通時間は有給扱いとされ、当該証人が組合活動のため当日の午前中から離席する場合は、その午前中の時間帯は無給扱いとされてきており、本件賃金カットをめぐる争いが生じるまでは、この取扱をめぐる労使間で何らの争いも生じたことはなかった。

また、前記第1の8の(2)と(3)のとおり、会社は、A1が申入書を持参してから審問当日外出するまでの間、午前11時からの証人出席に関して何らの意思表示もしなかったため、A1は会社がこれを了解したと受け取ったわけであるが、会社がこれを了解したと明確に意思表示した事実もないし、金沢支部の申し入れが従来からの取扱の重要なそれも一方向的な変更であったことを考えると、会社が何らの意思表示

もしなかったことを捉えて、従来からの取扱を変更し、当日の午前11時からの証人出席を黙示的に了解したとみることには無理がある。

従って、本件賃金カットが不利益取扱の不当労働行為であるとする申立人らの主張には理由がない。

イ また、申立人らは、本件賃金カットは労組法第7条第3号の支配介入の不当労働行為でもあるとして、前記(1)のように主張している。

確かに、前記第1の8の(2)のとおり、申入書を持参したA1が従来からの取扱とは違った形での申し入れであることについて一言も説明しなかったため、B14経理課長はうっかりしてそのことに気がつかず申入書を受け取ったとしても、申入書が、その後、B15次長、B8支店長と回覧されており、かつ、申入書記載の時刻が午後を抹消して午前に訂正されていたことが記載上明確であったこと、また、前記第1の8の(8)のとおり、当日の審問開始時刻が午後1時10分からであることは会社も十分認識していたはずであることを考慮すれば、B14経理課長が申入書を受け取ってから5月分の給料計算をするまでの間、同課長、B15次長、B8支店長の3人の誰もが従来からの取扱とは違った形での申し入れだとは気がつかなかったとは考えられない。

結局、本件賃金カットは、会社は、申入書を受け取った後それが従来からの取扱とは違った形での申し入れだと気がついたが、金沢支部に注意を促すこともなくA1の5月分給料から賃金カットをしたと推察され、前記第1の8の(7)のとおり、当委員会の審問においてB14経理課長が反省している旨陳述しているのとおり、会社が一言金沢支部に注意を促せば本件賃金カットをめぐる争いは生じなかったと思われる。

しかし、上記アで判断したとおり、本件賃金カット不利益取扱の不当労働行為には当たらず、また、前述したとおり、金沢支部の申入書を持参したA1が、従来からの取扱の重要な変更であることに関して一言も説明しなかったことが、本件賃金カットをめぐる争いが生じた一因であることをも考慮すれば、会社が金沢支部に対し注意を促すこともなく賃金カットしたことをもって、申立人らを見做しその弱体化を図った支配介入の不当労働行為である、とまでは判断できない。

ウ 以上により、当委員会は、本件賃金カット返還請求については、これを棄却せざるを得ない。

6 100周年記念ヨーロッパ旅行の人数について

(1) 申立人らの主張と請求の要約

ア 昭和61年春に実施された100周年記念ヨーロッパ旅行に全明労働組合員は1名も選抜されなかった。

イ 金沢支店でも、組合員A1は、組合員なるが故に排除された。90周年記念旅行の選抜に関し、会社は、金沢支店では勤続年数を重視して推薦した結果、組合員が選抜されなかったと主張した。ところが、90周年記念旅行と100周年記念旅行の選考基準は全く同一であり、勤続

年数を重視すればA1が選抜されるはずだが、A1より年数が短い2名の女性が選抜された。

これに対し、会社は、100周年記念旅行では女性の職場進出を考慮して2名の女性を選抜したと主張しているが、全体としては女性の選考率は100周年記念旅行の方が低く、金沢支店のみが女性の職場進出が多くなったという事情もない。女性の職場進出を理由とする会社の主張は組合員差別を糊塗するものである。

ウ 全明労の組合員は減少しているとはいえ、未だ一定の集団であるにもかかわらず、この集団から1名も選抜されなかったことは異常と言わざるを得ない。

エ 以上の事実に、これまでの会社の組合嫌悪の事情を加えて総合すれば、本件の不当労働行為性は明らかであり、労組法第7条第1号の不当労働行為に該当する。

オ 会社は、全明労を差別して扱ってはならない。

(2) 会社の主張の要約

会社は、100周年記念旅行を実施したが、具体的な人選手続は支店長が選考基準に沿って推薦を行い、本社がこれを受けて最終決定された。

金沢支店では、B14経理課長のほか2名の女性が選抜されたが、B14経理課長は90周年旅行のときも選抜されたが健康上の理由で辞退したという経緯が考慮されたものであり、2名の女性については、女性の職場進出が叫ばれている昨今の社会情勢の下で、永年勤続した女性社員の中から選考基準に合致するものとして支店長が推薦し、選抜されたものである。

この3名の人選に当たり不当な意図など働いた事実は全くなく、本件救済申立てには理由がないことは明らかであり、棄却を免れない。

(3) 当委員会の判断

ア 本件100周年記念旅行の人選について、会社は前記(2)のように主張している。

確かに、前記第1の9の(1)から(4)のとおり、①100周年記念旅行の具体的な人選は、選考基準3により、90周年記念旅行と同様に会社各支店の支店長に任されていたこと、②B14経理課長（以下「B14」という。）には前回90周年記念旅行を健康上の理由で辞退したという考慮すべき事情があったこと、また、③2名の女性の勤続年数にしても、組合員A1（以下「A1」という。）のそれと比較して若干短いがさして遜色はなかったことからみると、金沢支店の支店長の推薦には一見合理性が窺われる。

イ しかし、上述した①から③のような事情を前提にしても、次の(ア)から(オ)のような事情をも併せ考慮すると、100周年記念旅行の人選において、A1が、金沢支店の支店長の推薦から除外され、同旅行に派遣されなかったことは不自然であり、その合理性に疑問を持たざるを

得ない。

前記第1の9の(1)から(5)で認定したとおり、

(ア) 90周年記念旅行及び100周年記念旅行の両旅行は、共に「永年勤続者」の冠称があり、派遣人員数を除いては選考基準は全く同一であったこと、また、会社社長も、100周年記念旅行被派遣者の発表に際し、「その派遣の主旨及び旅行内容は90周年時に派遣して戴いた主旨及び内容と同じ考え方であります。」、「永年の労に報いることが主旨であります。」と述べていること、かつ、現に90周年記念旅行の人選においては、金沢支店では勤続年数の長さが重視され、選考基準に合致した者の中から単純に勤続年数の長い順に支店長が推薦していること。

(イ) A1は、100周年記念旅行人選時には、勤続年数は27年にも及び、業務課内では業務課経歴が一番古く、商品管理の仕事に約15年間も従事しており、100周年記念旅行の選考基準2（選考の趣旨）に正に合致していることが認められること。

また、会社も、A1が100周年記念旅行の選考基準に合致していなかったとは主張していないこと。

(ウ) 90周年記念旅行の人選では、勤続18年に過ぎなかったA25が推薦、派遣されたにもかかわらず、100周年記念旅行の人選では、90周年記念旅行に比べて派遣人員が約3分の1であったことを考慮しても、B14に次ぐ勤続27年にも及んでいたA1が推薦、派遣されなかったこと

(エ) 100周年記念旅行の人選においても、90周年記念旅行と同様に、実際には、A1を除いては、勤続年数の長い順にB14、A26、A27の3名が推薦、派遣されたこと。

(オ) 会社は、100周年記念旅行人選の際に、B14については、同課長は90周年記念旅行人選の際には健康上の理由で推薦を辞退したという事情を考慮して推薦、派遣したのに対し、A1については、同人は90周年記念旅行人選の際にはA25に比較して若干勤続年数が足りず、推薦、派遣されなかったという事情を考慮せず、推薦、派遣しなかったこと。

ウ 加えて、前記第1の2と3のとおり、申立人らと会社との労使関係は、昭和47年頃から次第に悪化し、会社が組合員に対して嫌悪感を持ち続けてきたこと、また、このような申立人らと会社との関係が好転したという状況も格別見出せないことは、前記第2の1の(3)アで判断したと同様に、本件100周年記念旅行の人選時においても変わりがなく、さらに、前記第1の9の(5)のとおり、A1は、このような労使関係の中で、昭和40年代初めから一貫して申立人らの組合活動に参加してきており、その中心的な役割を担ってきたことをも考慮すれば、結局、100周年記念旅行の人選において、金沢支店では、女性

の職場進出重視を理由に支店長の推薦が行われたという会社の主張は、女性の職場進出重視という理由を口実にして、A1を同旅行から排除したことを糊塗するものであると認めざるを得ない。

エ 以上により、当委員会は、会社が、100周年記念旅行の実施に際してA1を推薦、派遣しなかったことは、A1が申立人らの組合の活動家であることを理由に、同旅行から排除して不利益に取り扱い、ひいては申立人らの組織の動揺を図ったものであると認め、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると判断する。

なお、申立人らは、「会社は全明労を差別して扱ってはならない。」旨の命令を求めているが、主文4のとおり文書を交付するにとどめるのが相当と考える。

7 謝罪文の掲示と広告について

申立人らは、本件不当労働行為に関して、謝罪文の掲示と広告も請求しているが、当委員会は、主文4によって十分救済の実は果たされると解するので、その必要は認めない。

第3 法律上の根拠

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条、労働委員会規則第34条及び同第43条によって、主文のとおり命令する。

平成元年3月14日

石川県地方労働委員会
会長 坊久雄 ㊟

(別紙 略)